



東北学院大学経済学部ディスカッションペーパーシリーズ
#2013-4

第一次世界大戦期から関東大震災期までの横浜正金銀行
—外国為替銀行の金融危機への対応—

白鳥 圭志
東北学院大学経済学部

2013年9月

第一次世界大戦期から関東大震災期までの横浜正金銀行

—外国為替銀行の金融危機への対応—

白鳥圭志

1. 課題と視角

本稿の課題は、日本の対外金融が短期間に激変した第 1 次世界大戦期から関東大震災期までの横浜正金銀行（以下、同行と略記する場合、横浜正金銀行を指す）を対象にして、反動恐慌後における取引先向け融資方針とその整理過程を中心に¹、為替に対する方針も含めて同行の経営行動の特徴である比較的早期から危機への対応姿勢をとったことを明確化することである。また、休戦後早くからの消極策、組織的な管理体制の充実とともに、研究史上（後述）、第 1 次世界大戦期に競合関係に入ったとされる台湾銀行や朝鮮銀行に、より下層の取引先を中心にシェアを奪われたことが、1920 年代における上記両行への貸出リスクの転嫁とも相俟って、結果的に大戦後になって同行の経営内容が健全性を維持できた要因のひとつとなったことも明確化する。これらに加えて、反動恐慌後の比較的早い時期から、常勤監査役制度の導入を通じた監査役会の機能強化と内部検査体制の充実も、横浜正金銀行の経営の健全性確保に重要な役割を果たしたことも明らかにする。これらのことが要因となり、同行と同様に対外金融業務に取り組んだ台湾銀行や朝鮮銀行とは異なり²、昭和金融恐慌時に同行が経営破綻や政府による救済を受けるに至らなかったことも明確化する。さらに、政府の金本位制復帰政策を意識して、反動恐慌期から 24 年までは買増策を採るものの、入超が激化し円為替相場が低落する中で、25 年以降になると、政府の金本位制復帰政策を意識して、為替相場下支えを目的に買増額減少政策へと舵を切ることも明確化する。

当該期の横浜正金銀行については、貿易との関係での為替取引の循環や政府の為替政策との関連性を明らかにした研究が存在する³。その後、伊藤正直氏が⁴、加藤俊彦氏ら先行

¹ このような金融危機への対応についての分析視角の設定にあたり、伊牟田敏充「銀行整理と預金支払」、『地方金融史研究』第 33 号、1996 年 3 月、所収が指摘した「過程論的アプローチ」を参考にしている。

² 歴史的帰結としての金融恐慌時における両行の破綻については、差し当たり、白鳥圭志『両大戦間期における銀行合同政策の展開』、八朔社、2006 年、第 3 章を参照。

³ 三吉加代子「1920 年代の横浜正金銀行の為替政策」、『金融経済』第 148 号、1974 年 10 月；同「日本の貿易と横浜正金銀行」、『東京大学経済学研究』第 17 号、1974 年 3 月；斉

研究で⁵「日本金融機構における国家セクターと私的セクターの相互関連の在り方」が論理に組み込まれていないことを指摘して、横浜正金銀行、朝鮮銀行、台湾銀行などの「国家セクター」のほか、三井銀行、三菱銀行、住友銀行などの財閥系銀行に代表される「私的セクター」も含めて、これら金融機関の相互関係を踏まえつつ、日本の対外金融の総体を分析した。これにより、同行が競合した、朝鮮銀行、台湾銀行が投機性の強い 2 流商社を主たる取引先にしてきたために、破綻を余儀なくされたことを明らかにした。しかしながら、同行の経営内部にまで踏み込んで検討したものではなかった⁶。

このような中で、山口和雄・加藤俊彦両氏による共同研究により⁷、横浜正金銀行の内部に踏み込んだ研究が行われた。ただし、本書は、1920 年代後半から昭和恐慌期に分析の焦点が置かれており、第一次世界大戦期から関東大震災期までの期間の分析は手薄である。平智之氏も⁸、民間経営体としての横浜正金銀行の主体性を重視すべきであるとして、内部に踏み込んだ研究を行った。しかし、そこでは、欧米との外国為替業務と銀貨圏における行動が主たる対象であり、時期的にも 20 年代半ばから後半が主たる対象になっている。また、経営戦略や経営行動についても、史料の制約があり、大連支店を中心とする銀貨圏（中国大陸）についての研究は、「過程論的」な把握がされているものの、それ以外の研究では「過程論的把握」は希薄である。「過程論的」な把握にはなっていないものの、海外の外国為替銀行についての研究でも、経営主体の採った戦略や行動の分析が重視されている。「過程論的」な戦略や行動に関する分析は、海外の研究も含むこれまでの研究を超える視角を提示できる可能性をもっている⁹。

つまり、これまでの当該期の横浜正金銀行についての研究では、上述の伊藤正直氏による研究に見られるように、台湾銀行、朝鮮銀行と同行の経営上の相違点は、より上位の取

藤寿彦「大正期の日本正貨政策史研究Ⅱ」、『千葉商大論集』第 16 卷 3 号、1978 年 12 月。

⁴ 伊藤正直『日本の対外金融と金融政策 1914～36』、名古屋大学出版会、1989 年、序、第 1 章、第 2 章。

⁵ 加藤俊彦『本邦銀行史論』、東京大学出版会、1957 年。

⁶ 寺村泰「1920 年代の対外為替政策」、『土地制度史学』第 108 号、1985 年 7 月。

⁷ 『両大戦間の横浜正金銀行』、日本経営史研究所、1988 年。

⁸ 平智之「再建金本位制下の横浜正金銀行」、『経済と貿易』（横浜市立大学）第 152 号、1990 年 3 月；「1920 年代の銀貨圏における横浜正金銀行」、大石嘉一郎編『戦間期日本の対外経済関係』、日本経済評論社、1992 年。

⁹ Jones, G. *British multinational Banking 1830-1990*, Clarendon Press, 1993 (G. ジョーンズ著・坂本恒夫・正田繁監訳『イギリス多国籍銀行史』、日本経済表論社、2007 年。なお、最近、本書翻訳の誤訳については、書評が『社会経済史学』第 76 卷 1 号、2010 年 5 月、144～146 頁で指摘されている。そのため、本稿では原文と照合して言及している。

引先を持てたのか否かに、命運を分けた要因が求められており、各経営主体の行動上の特質からの検討と特徴は明確化されていない。後述のように、優良取引先に恵まれていたとされる同行も、朝鮮銀行・台湾銀行のように政府・日本銀行から支援を受けて再生を図ったところまで追い詰められてはいないものの、必ずしも反動恐慌以後の時期に資産内容に問題がなかったわけではなかった。特に海外の研究では組織的管理体制の変化も含めて、経営環境の変化についての研究がされている¹⁰。だとすれば、経営内部に立ち入って、経営環境の激変に対応した経営行動の特質を明確化する必要がある。

以下、上記の課題に即して、第一次世界大戦期から反動恐慌期までの横浜正金銀行の経営行動の特徴を検討する。その際、本稿では、分析視角の関係上、最近、公刊された新史料¹¹の中でも、主に時間の経過とともに出された指示内容が「過程論的」に分かる各期の『通達』を用いる。その上で、それ以外の史料を補足的に用いた¹²。

2. 第一次世界大戦期における横浜正金銀行

(1) 軍票整理機関からの脱却

別稿で明らかにしたように¹³、日露戦争前後から横浜正金銀行は満州における軍票の整理機関化した。しかし、日露戦争終結後、特に大戦期に軍票の回収が進展した。その結果、同行は、軍票の整理機関としての使命を終えた。これにより、対外金融機関としての本来の性格への回帰が進んだ。

まず、1914年9月の政府への銀預金返納額の216万円への減縮の際に、「右弍百万円返納中止ト相成候は未ダ確定不致候ヘドモ今回戦地ニテ発行軍票ハ先ヅ大連、牛莊両金庫に

¹⁰ なお、海外の研究でも、経営内部の管理体制（内部検査制度、監査制度など）の整備が組織運営の効率化をもたらしたことや、外為銀行の経営パフォーマンスが、自国の企業については貿易などの構造変化に強い影響を受けたことに着眼している（Jones *multinational Banking*, pp.40-53.邦訳第2章、51～66頁、第6章、248～254頁）。経営組織と戦略との関係については、言うまでも無く、Chandler, A.D. *Strategy and Structure*, MIT Press, 1962に重要な示唆を受けている。

¹¹ 武田晴人編『横浜正金銀行 マイクロ・フィルム版』、丸善、2003年。このほか、菊池道男「日本資本主義の沈滞・危機と横浜正金銀行の対外業務」、『商経論叢』（中央学院大学）第25巻2号、2011年3月、所収は、1920年代後半の日本資本主義との関係で横浜正金銀行の対外業務について検討を行っている。しかし、新たに公刊された内部史料は用いられていない。また、本稿の課題のような経営史的検討もされていない。

¹² なお、最近、Nishimura S. et. al. (eds) *The Origin of international Banking in Asia*, Oxford University 2012 Chap.9が海外支店の資産運用と資金調達について検討したが、本稿の課題は未検討である。

¹³ 白鳥圭志「産業革命期の横浜正金銀行」、『社会経済史学』第78巻2号、2012年8月。

於テ円銀ト引換模様ヲ見タル上ニテ向後或ハ貴店預入銀塊ノ一部ヲ政府ノ軍票引換資金ニ充当之ニ対シ満州ニテ軍票為替ヲ取組ム事ニ致候ヤモ図ラレザル趣ニ御座候」とある。この段階では、横浜正金銀行は、軍票整理機関としての役割を果たしていた¹⁴。この状況は16年10月12日時点でも確認される。「銀券発行準備ニ関スル試算」によれば、「手持軍票」として2,795千円（内要償却額239千円）が計上されており、大戦期に入っても軍票の整理機関としての役割が続いていたことが分かる¹⁵。

しかし、1917年以降、通牒・通達類を見る限りでは、軍票の整理に関する記載はなくなる。既に10年下期の時点で、引受軍票の総負債・資本金額に対する比重は1%弱であったが、17年頃には0.2%から0.1%台にまで減少していた。軍票引換基預金の預金総額に占める比重も、10年下期に0.7%ほどだったものが、大戦期にはほぼ0.2%台で推移するまで減少した（以上、表1）。16年10月12日時点で要償却額が239千円、手持軍票総額の8.5%に過ぎないことから、事実上、16年末までに軍票整理機関としての職務は達成されたと強く推定される。これに伴い、外為銀行としての機能への純化が進展したと判断される。

(2) 好況下における台湾銀行、朝鮮銀行の台頭と正金との競合

先行研究が示すとおり、第一次世界大戦期、特に1916年6月頃になると、満州において朝鮮銀行が台頭し、横浜正金銀行と競合関係が生じるようになった。その結果、両者の間に業務範囲の区分がされた。つまり、17年12月になると、同行は旅順、奉天、開原、遼陽、安東縣、鉄嶺の在満州各支店を閉鎖の上で、これらの店舗を朝鮮銀行に譲渡した¹⁶。また、17年10月2日には、満州特別貸資金として政府が同行に預け入っていた225万円も東洋拓殖に振替られることになった¹⁷。さらに、同年11月になると、寺内内閣により、それまで満州において同行が保持していた銀行券発行権が否定され、同地においては朝鮮銀行を中心に幣制統一がされる方針が示された¹⁸。このほか、周知のことであるが、中国大陸における長期資金供給業務を、東洋拓殖へ移管することが決まった。

¹⁴ 「総第160号」、総務部発、上海支店宛、1914年9月16日、『通達 大正元年ヨリ五年迄』に合綴。以下、特記のないものは、本簿冊に合綴。

¹⁵ 「第157号」、大連支店発、総務部宛、1916年10月16日付け。

¹⁶ 「号外」、大連支店発閉鎖各店宛。

¹⁷ 「総第203号」、総務部発上海支店宛。本問題については、黒瀬郁二『東洋拓殖会社』、日本経済評論社、2003年、106～110頁も参照。

¹⁸ 直後の長期資金供給の東洋拓殖への移管も含めて、「寺内内閣ニ依ル鮮銀及本行ノ改善」、『通達 1917年下』に合綴。以下、特記の無い文書は本簿冊に合綴。

さらに、1919年9月になると、新興市場である南方方面の貸出や為替取引を巡る台湾銀行との競争激化への対処が伝えられるようになった¹⁹。台湾銀行は、三井物産のような一流商社に食い込んでいたほか、周知のように鈴木商店を中心に、新興商社に多額の資金を貸出していた。その結果、この方面でも、横浜正金銀行は貸出シェアを落とすことになった。

これらの処置により、日露戦争期以来、横浜正金銀行が担ってきた（準）植民地開発資金供給機関としての役割は終焉し、本来の外国為替業務を中心とする体制に戻るようになった。この点は冒頭で示した先行研究により従来から指摘されている。ただし、本稿では、これに加えて、横浜正金銀行が貸出リスクの高い満州方面・南方方面での事業縮小が可能になったことが、大戦終了後の朝鮮銀行と比較しての経営内容の健全性維持をもたらす、意図せざる重要な要因となったことを指摘しておきたい。

(3) 第一次世界大戦の休戦前後における横浜正金銀行の為替政策

周知のとおり、1917年のアメリカの金本位制停止は、既然大戦勃発直後に金本位制を停止したイギリスと並んで、国際金融の決済機能に重大な影響を与えた。横浜正金銀行も大戦後、為替決済をニューヨーク市場に依存していたために、重大な影響を受けた。まず、17年下期から18年上期にかけて買持為替超過量が急膨張した（表1）。当時の本店総支配人の鈴木嶋吉によれば、「戦局ノ進ムト共ニ本行ノ買持ハ累積シ」（中略）「政府モ或ル程度迄ハ臨時国庫証券ノ発行等ニ依リ本行ノ正貨ヲ買上ゲテハ呉レタガ中々及ハズ、本行買持高ハ一時七億円ニモ上ツタ。勿論之ニ対シテ本行デモ買相場ヲ引上ゲ遂ニ2/3ニモ至ツタガ輸出手形ハ続々ト持込マレ、局ニ当ツタ穂積本店支配人もホトホト閉口して買入ヲ断ルト商人ハ日銀、大蔵省ニ哀訴シ、ソレガ直ニ総支配人タル自分ノ方ニ反射シテ来ルノデ又買為替ヲ続行セネバナラヌト云フ有様デアツタ」という状態だったという²⁰。このことは、為替変動に伴いリスクが急増したことを意味する。特に、鈴木のように、戦後を睨んだ場合、ポンドの運命について「相当悲観論」があった。また、決済通貨をポンドから米ドルに転換すると、17年には米国の金輸出禁止が取られており、こちらも為替変動リスクが高かった。このリスクを回避するために、対米ドル換算相場を1円=51ドルと3/4で引

¹⁹ 直後の台湾銀行と三井物産との間の取引も含めて、「第35号」、泗水支店発総務部宛、1919年9月11日、『通達 1919年7・8・9月』に合綴。

²⁰ 以下、鈴木のリフレは、「鈴木嶋吉氏談話要領」、『通達 1920年10・11・12月』に合綴。

き受け、内地の人々にはドル定期預金を推奨したという。このように、同行は、戦後を睨んで、買持増加による為替リスクの増加を回避する措置を強く考えざるを得ない状況に追い込まれていた。さらに、18年になると、買持量急増に伴う円資金不足を補うために、日本銀行への借入金やコールへの依存も急増した²¹。その結果、休戦後になると、18年9月4日のボンベイ支店における与信制限²²、買持額が急増していた満州の欧米向け輸出為替の買取拒否方針（18年9月13日²³、10月11日²⁴）、米国向け為替買取の上得意先への限定（同10月23日、11月5日²⁵）と、外国為替の買取抑制方針を次々の打ち出した。

これらの与信制限方針は、先行研究では指摘されていない。横浜正金銀行も、当局依存だけではなく、自助努力で買持増加による為替リスクの増大に対処していたことも指摘しておきたい。さらに、先行研究では日本銀行からの供給資金が横浜正金銀行の業務を支えていたことを指摘している。しかし、上記のとおり同行もかなりの与信制限を行っていた。日本銀行やコール市場からの調達資金だけでは、同行も積極的な与信活動をできなかったという限界があったことには留意すべきであろう。

（4）第一次世界大戦休戦後における消極的な融資方針

第一次世界大戦休戦後になると、横浜正金銀行は消極的な融資姿勢を鮮明にした。まず、1918年11月末に満州における銀券の引締めを実施した²⁶。さらに、同12月2・3日には各支店に対して、休戦条約に伴う経済界の悪化についての警報を発し、得意先についての風評を関係各店に連絡するように指示した²⁷。さらに、18年12月30日には、東和今司、山田三平、久原、大玄弥栄等への貸出減少が指示された²⁸。

1919年1月には久原²⁹、内田商事³⁰ら2、3流商社に対して、信用取引の見合わせなど

²¹ 伊藤『日本の対外金融と金融政策』、80頁。

²² 「総第17号」、総支配人鈴木嶋吉発ボンベイ支店五十嵐支配人宛、『通達 1918年7・8・9月』に合綴。

²³ 「総第94号」、同上簿冊に合綴。

²⁴ 「総第106号」、『通達 1918年10・11・12月』に合綴。

²⁵ 「日銀経由 特大108号」、「日銀経由 特大169号」、上記簿冊に合綴。

²⁶ 「満州銀券引締めニ対シ市場ノ苦情」、大連支店発宛所不明（本店か）、『通達 1918年10・11・12月』に合綴。

²⁷ 「休戦条約ニ因ル財界悪化ノ警報（1・2）」、頭取席発各店宛、上掲簿冊に合綴。

²⁸ 「総第89号」、鈴木総支配人発青島出張所太田主任宛、上掲簿冊に合綴。

²⁹ 「総庶第4号」、総務部発内外各店宛、『通達 1919年1・2・3月』に合綴。以下、特記の無い文書は本簿冊に合綴。

³⁰ 「総庶第8号」、1919年1月30日、総務部発内外各店支配人・主任宛、『通達 1919

貸出額の減少を図ることや、警戒を厳にするように各支店に指示を出した。このほか、1月30日には、在満各支店も含む各支店に対して、経済界の状況悪化が明確化して、巨額の融資をしている朝鮮銀行が資金を上げた後では、横浜正金銀行が受ける打撃が大きいとして、融資厳格化と融資額過多のものの整理を指令した³¹。その際、「朝鮮銀行カ過半本行銀資金貸出ノ収縮ヲ計リタルニ乗シテ大ニ貸出ヲ増加シタル事実ハ偶々以テ本行に取りテハ整理ノ最好機ヲ与ヘラレタリト云フ可シ」と述べられていた。朝鮮銀行との競合関係が、横浜正金銀行の緊縮姿勢とも相俟って、正金の貸出債権の整理に好影響を与えたことは特に強調しておきたい。

このように第一次世界大戦休戦後になると、戦後の危機を見通す形で、横浜正金銀行は融資の絞込みと消極化を支持した。これに対して、台湾銀行、朝鮮銀行は、1918年から1919年にかけてそれぞれ、457百万円→524百万円（増加率14.6%）、253百万円→399百万円（同57.7%）と、大幅に融資額を増額した³²。このような両行の台頭が、戦後反動の発生を警戒した同行の貸出金整理に好影響をもたらした。このように競合した金融機関と対応が分かれたことが、反動恐慌後における経営内容の相違に結びつくのである。

3. 反動恐慌期における横浜正金銀行

(1) 商社破綻・経営危機の続出と横浜正金銀行の対応

ここでは、反動恐慌前後における横浜正金銀行の商社向け融資姿勢を検討する。前述のように、既に第一次世界大戦休戦後、同行は融資姿勢を厳格化した。そのため、1919年1月には鈴木商店向けの貸出も回収する方針をとった³³。また、伊藤忠のように貸出限度額の増加を図った取引先についても、当初、同社は200万円の預金と近江銀行株ほか2,566千円あまりの株式を担保に500万円の限度額増加を求めたが、頭取席が難色を示したために、結局、預金を400万円にまで増加させた³⁴。その際、株価下落の恐れがあるため、担保不足とならないように警戒することも求めた。この点に見られるように、貸出限度額を増加させた取引先についても、債権保全措置が重要視された。

年1・2・3月』に合綴。

³¹ 「総庶第7号」、総務部発内地、支那、満州、香港の各支店宛。

³² 伊藤『日本の対外金融と金融政策』、83頁より算出。

³³ 「鈴木商店信用額整理ニ苦心」、1919年1月22・24日、頭取席発大連支店宛、『通達 1919年1・2・3月』に合綴。以下、特記の無い史料は本簿冊に合綴。

³⁴ 以下、「伊藤忠商事株式会社担保品明細」、日付不明；「総第42号」、1919年2月4日、総務部発大阪支店支配人宛。

ほぼ同時期に、同年 1 月 30 日、2 月 13 日には海外支店に宛てて³⁵、①総務部が定めた貸出限度額超過を、一時的なものを除き、回避すること、②内地に本店を持つ取引先会社等は「時局成功ノ噂」に惑わされたものかもしれないので、「彼等ノ現状」に即して適切な措置を取ること、③多数の支店を持つ取引先の場合、一部の支店のみを見て多数の本店宛の信用状を発行しないこと等 8 項目にわたる注意事項を示した。

さらに、1919 年 4 月頃から、神戸支店で「故障手形」が続発するようになり³⁶、本店総務部がこれへの対応を求める事態が生じ、将来的な資産内容の健全性維持が危ぶまれる状況になった。5 月になると、大連支店における臼井洋行への巨額与信が問題視され、その縮小へと動き始めた³⁷。同年 10 月には戦後の資金難を見越した緊縮策についての指示を出した³⁸。さらに、同じく 10 月には中国各支店に対しては、事実上、固定化している短期貸出の流動化、貸付金の整理、信用状の発行、cash problem に伴う「異常ノ高利ヲ支払」った資金調達回避を目的とする制限以上の直売先買の差し控えを命じた³⁹。このほか、大阪支店長宛天津支店長宛で、商社向け貸出への警戒指示が出され、11 月 8 日には増田貿易会社への与信警戒が出された⁴⁰。また、11 月 6 日にはボンベイ支店に対して、他行信用状による貸出の抑制が出された⁴¹。ニューヨーク支店宛の 11 月 10 日付け文書では⁴²、原商店などの生糸商に対して外銀発行の信用状を利用した手形の再割引を勧誘するように指示が出され、恐慌発生時のリスク回避を明確化した。

このように、横浜正金銀行は、比較的早い時期から、反動恐慌発生を警戒した与信行動を採っていた。このほか、11 月 10 日には、ロンドン支店宛に、ニューヨーク支店からの回金不能な恐れがあるところから、各店からロンドン支店宛の売為替の集中に対する資金準備をするようにとの指示が出された⁴³。ほぼ同時期に、同行全体の資金繰りが悪化の気配

³⁵ 「戦後不況警戒指令（一）」、「戦後不況警戒指令（二）」、総務部發文書。

³⁶ 「8/第 29 号」、1919 年 4 月 15 日、総務部発神戸支店宛；「総第 80 号」、1919 年 4 月 24 日、総務部発神戸支店宛；「当店買入故障手形ノコト」、1919 年 4 月 30 日、神戸支店発総務部宛、『通達 1919 年 4・5・6 月』に合綴。

³⁷ 「総第 59 号」、1919 年 5 月 24 日、総務部発大連支店支配人宛；「検査報告ニ基ク申送（二）」、1919 年 6 月 21 日、大連支店支配人席発総務部宛。

³⁸ 「総第 76 号」、1919 年 10 月 13 日、鈴木嶋吉副頭取発紐育一ノ宮鈴太郎宛、『通達 1919 年 10・11・12 月』に合綴。以下、特記の無い史料は本簿冊に合綴。

³⁹ 「大正 8 年上海打合会報告」、1919 年 10 月 20 日、上海支店発総務部宛。

⁴⁰ 「号外」、総務部発大連ほか 7 店舗支配人席宛。

⁴¹ 「総第 29 号」、総務部発ボンベイ支店支配人宛。

⁴² 「総第 88 号」、総務部発ニューヨーク支店支配人席宛。

⁴³ 「第 953 号」、総務部発ロンドン宛；「第 792 号」、1919 年 11 月 29 日、ロンドン支店支

を見せたため、11月15日付文書で、在インド支店に対する預金吸収と固定貸の回避指令が指令された。現に、11月17日付け文書では、ボンベイ支店が資金供給難を訴えた⁴⁴。このほか、同18・19日には、シドニー支店もポンド為替調達難を訴えて、日本向けの買取手形を円手形に変更する希望を出した⁴⁵。さらに、12月になると、ニューヨーク支店から、各店からの売為替のポンド決済難が報告された⁴⁶。また、12月13日付け文書によれば、ロンドン支店でも資金が枯渇し、各店からの売為替に対応できなくなったという⁴⁷。

このように、比較的早期に戦後反動を睨んだ対策を採ったものの、1919年末に近づくと横浜正金銀行も戦後ブームの影響により資金ポジションの悪化が明確化した。このため、1920年1月30日になると同行全体での資金難が明確に自覚された。そのためであろう、1月29日付けの大連支店宛への鈴木商店向け貸出の警戒指示、2月に入ると大連支店宛の他行貸出への警戒要求⁴⁸、各店舗宛に鈴木商店、三井物産、古川商事、小寺洋行など警戒すべき取引先一覧の提示が出された⁴⁹。以上、20年に入ると、同行は、自らの資金難を踏まえて、貸出に対する警戒姿勢をより一層深めた。

この状況を大きく変えたのが、1920年3月の反動恐慌であった。まず、恐慌発生前の3月2日時点で、既に同行は自らの「資金難」対策として、三井物産の満州関係手形の期限短縮を図った⁵⁰。さらに、3月20日には、資金繰りが悪化していたニューヨーク支店が、資金繰り確保のために送金を求めた⁵¹。同支店はロンドン支店の資金繰りも「救助」していたようであり、総務部経由で上海支店から600万ドルの送金を受けていたという⁵²。それでも1千万ドルの送金が必要とされる事態に陥った。この事態の対応であろう、3月23日には、ニューヨーク支店の資金逼迫への対応として、海外各店から同支店向けの信用状

配人席発総務部宛。

⁴⁴ 「総第30号」、総務部発ボンベイ支店宛。

⁴⁵ 「内第86号」、「総第112号」、シドニー支店支配人武内発内地各店宛。

⁴⁶ 「第32号」、1919年12月8日、ニューヨーク発頭取席宛、『通達 1919年12月』に合綴。以下、特記の無い史料は本簿冊に合綴。

⁴⁷ 「総第66号」、総務部発内外各店支配人宛。

⁴⁸ 「総第11号」、総務部発大連支店宛、『通達 1920年1・2月』に合綴。以下、特記の無い史料は本簿冊に合綴。

⁴⁹ 「総第12号」、総務部発大連支店支配人宛。

⁵⁰ 「内第21号」、総務部発内地各店支配人席宛、『通達 1920年3・4月』に合綴。以下、特記のない史料は本簿冊に合綴。

⁵¹ 「紐育金繰逼迫」、ニューヨーク支店発総務部宛。

⁵² 工藤紐育副支配人発一宮支配人宛私信。3月下旬ごろ。

発行の制限措置もとった⁵³。同時に、シドニー・ボンベイ両支店にあてて、日本向け輸入為替の買控えを指示した⁵⁴。このようにして、自行内の資金繰り調整を実施した。

その上で、商社の救済や整理に着手した。この点については膨大な史料が存在する。それゆえ、史料の残存状況が良い久原商事と湯浅貿易会社に着目して、その救済と整理について検討する。まず、久原商事である。6月9日付け文書によれば⁵⁵、横浜正金銀行は、同社に3,245千円もの巨額の信用貸を行っていた。それゆえ、同社の破綻は巨額の不良債権の発生に直結する恐れがあった。そのため、当初、同行は、同社への取引限度額を撤廃し、救済する姿勢を示した(6月15日)⁵⁶。しかし、久原には差入可能な担保は既になく⁵⁷、6月21日には第一銀行、三井銀行で4万数千円もの不渡手形を出した⁵⁸。このため、横浜正金銀行は、6月28日に久原の台湾銀行に対する債務内容も含めて、とりあえず債務返済を1ヶ月延期した上で、同社についての調査を実施して、その結果を踏まえて整理に着手することが決められた⁵⁹。そして、8月7日になると、三十四銀行に対する債務150万円を横浜正金銀行が肩代わりした上で、差入れ担保180万円の範囲内での救済が決定された⁶⁰。

次に湯浅貿易会社である。1920年6月17日になると、横浜正金銀行は、同社への融資を警戒するようになった⁶¹。同23日には567万円から318万円への同社に対する与信制限を実施した⁶²。さらに、7月に入ってから、同社への警戒を緩めることはなかった⁶³。このような姿勢をとる中で、8月25日になると、湯浅貿易商社の損失4,500千円に対して、2,000千円を限度とする救済方針を決定した⁶⁴。つまり、同社は、三井銀行とも取引していたが⁶⁵、8月28日には将来的に取引を横浜正金銀行に集中する方針を示して、同社の再建

53 「紐育金繰逼迫」、総務部発紐育宛。

54 「日本向輸入為替買控へ」、総務部発シドニー・ボンベイ宛。

55 「総第198号」、総務部発大阪支店支配人宛、『通達 1920年6月』。以下、特記の無い文書は本簿冊に合綴。

56 「総第179号」、総務部発東京支店支配人席宛。

57 「総第216号」、総務部発大阪支店支配人宛、1920年6月17日。

58 「久原引受四万数千円ノ手形不渡り」、1920年6月20日。

59 「総第251号」、総務部発大阪支店宛。なお、6月24日付け文書では、久原の台湾銀行に対する債務は900万円あまりとされている(五十嵐大阪支店支配人発鈴木副頭取宛文書)。

60 「総第16号」、頭取席発大阪支店支配人席宛、『通達 1920年8月』に合綴。

61 「総第125号」、総務部発神戸支店支配人席宛。

62 「総第31号」、総務部発内外各店支配人席宛。

63 「総第138号」、総務部発神戸支店支配人席宛、『通達 1920年7月』に合綴ほか多数。

64 総務課発上海ほか5店舗、『通達 1920年8月』に合綴。以下、特記の無い文書は、本簿冊に合綴。

65 「湯浅救済(其2)」、頭取席総務課発神戸支店支配人席宛。

を強く監視する姿勢をとった。その上で、12月21日になると、湯浅貿易の勘定損150万円は頭取席負担で償却する方針が打ち出された⁶⁶。しかしながら、その後、湯浅貿易の整理が順調に行かなかったのか、21年10月から11月にかけて、湯浅貿易の整理経過が報告され、11月10日には同社の整理方針が樹立された。この点については後述する。

以上、反動恐慌前後における横浜正金銀行は、比較的早い時期に融資を絞る方針を採った。しかし、反動恐慌後になると、経営危機に陥った商社の救済に乗り出した。その際、かなり厳しい整理縮小策をとることで損失を極小化し、残額を償却する方針を採った。さらに、湯浅貿易に見られるように、それでも整理が上手く行かなければ、再度、整理案を作成し、強制的な債権回収姿勢を示した。また、鈴木商店のように信用度が低い取引先には、厳格なまでの警戒姿勢で臨むとともに、満州に見られる早期の不良債権整理や取引枠の縮小、台湾銀行へのリスク転嫁を通じて、不良債権発生危険性の回避を図った。このような意味で、同行の整理姿勢は厳しいものであった。

(2) 横浜生糸関連業者の救済

ここでは、史料の制約上、茂木合名・横浜生糸と関連銀行を中心に、横浜生糸関連業者の救済について検討する。

まず、横浜正金銀行は、1920年7月2日になると、七十四銀行の整理にあたり、同行の債務に対して、他の本店銀行と連帯保証することを定款の規定を理由に拒絶した⁶⁷。その上で、同3日には主要取引先である茂木合名の6月末の資産・負債内容を調査した⁶⁸。7月8日には、横浜生糸商の経営難、取引縮小が報告された⁶⁹。さらに、横浜生糸関係の取引について、ボンベイ支店や大阪支店が警戒姿勢をとっていた⁷⁰。したがって、茂木合名の資産内容の悪さも反動恐慌の影響と判断される。このような状況の中で、7月9日に同行は、毎月千円を支払うこと、重役連帯保証及び不動産株券等一切の財産を担保に提供することを条件に、必要な場合、一時的に正金経由輸入為替手形を延期し、他行払い手形も正

⁶⁶ 「総務課第209号」、頭取席発大阪支店支配人宛、『通達 1920年12月』に合綴。

⁶⁷ 「七十四銀行整理ニ関スル本行保証問題」、『通達 1920年7月』に合綴。以下、特記の無い文書は、本簿冊に合綴。

⁶⁸ 「茂木九年六月末残高徴収」。

⁶⁹ 「頭取席発一各店宛」。

⁷⁰ 「横浜生糸ニ対シボンベイ、大阪支店ノ警戒」、1920年7月19日、大阪支店発ボンベイ支店宛。

金において代払いするという形で横浜生糸商の救済方針を決定した⁷¹。

このようにして、反動恐慌の急場を凌いだのであるが、1921年3月10日になると茂木合名に対する整理姿勢を打ち出した⁷²。さらに、3月15日には横浜生糸救済貸付金700万円の回収について、①未払込資本金中120万円を21年末までに、残額125万円を22年6月末までに払い込んだ上で、②21年末まで50万円を返金し、③重役個人補償付きでの毎半年50万円支払いを柱とする年賦償還方法を決定し、債権回収姿勢を強めた⁷³。同様に、5月5日には、茂木合名に対する滞貸金118万円を滞貸積立金と振替整理することが決定された⁷⁴。9月29日には、茂木合名の整理も「一段落」した旨の報告がされた⁷⁵。さらに、12月8日には、茂木合名の整理経過が報告され、最終的に8,944千円の損失が発生し、これをこれまでの償却高4,297千円、滞貸準備金残高417千円、今後の償却4,230千円で補填することが示され、損失の半分ほどが今後の回収に委ねられたものの、事実上、同合名の整理が終了した⁷⁶。

以上、横浜正金銀行は、横浜生糸売込商に対しても厳格な整理姿勢を示した。

(3) 商社破綻・滞貸金発生への反省—調査体制の整備と拡充、融資限度枠の厳格化

以上、横浜正金銀行は、第一次世界大戦休戦後、早い時期に緊縮姿勢に転じたものの、1920年反動恐慌の影響からは免れることはできず、綿花商や生糸売込商に不良債権が発生した。このことを教訓にして、同行は内部管理体制を再検討した。

まず、取り組まれたのは、1920年7月15日の総支配人制度の廃止と頭取席課長制度の制定である⁷⁷。これにより、頭取席による各店舗・組織の管理体制を強化し、不良債権の発生を防止することが、本改革の狙いであった。次に、取り組まれたのは、取引先調査体制の整備である。この問題は、既に20年初の支店長会議でも議論されており、各地の情報交換と各店調査機関の改善の必要性が提起されていた。さらに、1月3日には、各店支配人宛に得意先の信用調査の実施が指示された⁷⁸。

71 「総第283号」、総務部発大阪支店支配人席宛。

72 「総文第136号」、『通達 1921年3月』に合綴。以下、特記の無い文章は本簿冊に合綴。

73 「横浜生糸救済貸付金年賦償還方法」。

74 「茂木、増田関係滞貸金整理」、『通達 1921年4・5・6月』に合綴。

75 「総文第437号」、『通達 1921年7・8・9月』に合綴。

76 「茂木合名整理経過」、『通達 1921年10・11・12月』に合綴。

77 「総支配人制度廃止、頭取席課長制制定」、『通達 1920年7月』に合綴。

78 「得意先信用調査ニ関スル件」、『通達 1920年1・2月』に合綴。

その後、同行は、大戦期の取引体制を見直した上で、11月に総務課に信用係を設けることで、取引先の信用調査と各店の営業の監査事務を取り扱う制度改正を行い、12月10日には各店舗宛に取引先の信用情報を報告することを求めた⁷⁹。さらに、21年3月31日には⁸⁰、監査役より2名の常勤監査役を選任し、経営に関する情報を収集した上で、1ヵ月に1度、監査役会を開催することを柱とする常勤監査役執務規定を作成して、内部管理体制の充実を図った。この監査役会は定期的開催され、為替、貸出取引の状況のほか、特定の危険視される貸出先の状況を調査の上で、その対策を頭取に聞き取りの上で指示を出すことを通じて、経営を規律付けする役割を果たした⁸¹。これらに加えて、21年7月11日付け⁸²、22年10月16日付け⁸³で各支店に対して、毎半期に1度の店内検査の励行が指示された。ここでは、杜撰な事務処理体制が債権の監視体制を弱体化させたことが反省された。調査体制の充実に関連して、鈴木嶋吉も、「当時強力ナ調査員ノ様ナ者ガ居テ日々ノ業務ノ渦中ニ呑込マレズ冷静」に洞察して、強く経営陣に進言することで「兎角事務的ニ突進スル」ことを抑制してくれる体制があればよかったと「深く感ジル」と回顧していた。さらに、第一次世界大戦期を通じて、日本経済の重工業化の始動に伴い資源確保問題が顕在化する中で、横浜正金銀行は、新たに南アメリカ、東南アジア、オセアニア地域にまで店舗網を拡張しており（表3）、全店舗数の増大に伴う組織の巨大化と「地理的多角化」⁸⁴により、本店頭取席による支店管理が困難さを増していたと推定される。このような状況や鈴木のような反省が、反動恐慌後の調査体制や監査体制の整備に繋がったと考えられる。

次に、取り組まれたのは、融資限度遵守の厳格化であった。1921年9月24日付け文書では、友信洋行佐竹令信に対する放漫貸出の事例を⁸⁵、11月21日付け文書では、頭取席の指令を徹底的に踏まえない鈴木商店に対する協定外信用貸の増加などを挙げて⁸⁶、融資限度額の遵守を各支店に指令した。融資限度額を超えた融資は、本部からすればその状況

79 以上、「信用調査制度」、『通達 1920年12月』に合綴。

80 「常勤監査役執務規定」

81 詳細は、『監査役要録 大正10年度』による。個別取引先についての状況調査と頭取への対策についての聞き取りについては、後に検討を行う。

82 「総文第298号」、頭取席発内外各店支配人席宛、『通達 1921年7・8・9月』に合綴。

83 「文第398号」、頭取席発内外各店支配人席宛、『通達 1922年10・11・12月』に合綴。

84 *Jones Multinational Banking*, p.195, 邦訳 258頁。重工業化と資源確保問題の顕在化については、石井寛治「産業・市場構造」、大石嘉一郎編『日本帝国主義史』第1巻、東京大学出版会、1985年、140～143頁。

85 「第1号」、開原支店発頭取席総務課宛、『通達 1921年7・8・9月』

86 「総文第523号」、頭取席総務課発内外各店支配人席宛、『通達 1921年10・11・12月』に合綴。

が把握しにくいものであり、なおかつ、貸出先が破綻した場合、本部の想定以上の損失が発生する。これらの諸措置は、このような弊害の除去を狙った措置であろう。

以上、反動恐慌による損失の発生は、融資管理を含む内部管理体制上の問題を浮き上がらせることになった。これを教訓に横浜正金銀行は、主として損失回避の観点から内部管理体制の強化を図ったのである。

(4) 救済時の資金調達

第一次世界大戦期の横浜正金銀行の借入金／総負債・資本は、休戦前の1918年上期までは、例外的に3割台を記録したこともあったが、概ね20%台で推移していた(表1)。しかし、大戦休戦に伴う混乱期である18年下期には58.3%を記録した。預借率もほぼ同様であり、概ね40~60%台で推移していたものが、18年下期に125%ほどを記録し、20年上期までほぼ100%前後の高い水準で推移した。反動恐慌期には、入超の結果、正貨払下げが困難になる中で、輸入為替取引のための資金調達方法を検討することが指示された⁸⁷。

それでは、具体的に、どのような方法で所要資金が調達されたのであろうか。コール・マネーを示すと考えられる当座借入金の総借入金に対する比率は、大戦期に、順次、低下し、関東大震災以降に1~2%台へと上昇に転じた。つまり、20年下期に一時的に0.86%にまで上昇するものの、反動恐慌後の台湾銀行のように、「コールで泳ぐ」状態には陥っていない。借入金の調達先は、借入金や再割引手形の比重の高さに見られるように、日本銀行からの調達であったことが窺える。

この点を幾つかの史料で確認する。表2には反動恐慌期の横浜正金銀行の資金調達状況を示した。本表によれば、1920年6月までは日銀借入が圧倒的に比重を示していた。しかし、同年9月末頃からコールと売出手形による調達の比重が明確に増加した。同年12月末には遂にコールの比重が日銀借入を凌駕した。主にコールを調達していたのは東京支店であった。反動恐慌前の同支店は調達額も抑制されており、調達先も少なかった。この状況は、反動恐慌発生後の6月以降、金額・調達先数ともに増加し、9月にはピークに達した。大阪支店については、3月の時点で取引先数、金額ともピークを迎えており、その後、12月に向けて双方とも減少に向かう。この過程で、2流商社や生糸売込商の経営破綻や経営危機が明確化しており、同行にも不良債権が発生した⁸⁸。また、救済資金を手当てする必要

⁸⁷ 「大正9年支店長会議議事要領」、『通達 1920年1・2月』に合綴。

⁸⁸ 表1の滞貸金の金額・総資産に対する比重のほか、例えば湯浅商会の経営危機と損失を

も生じていた。これらが同行のコール依存度が上昇した背景であろう。もっとも、9月から12月にかけて、調達先数・金額ともに減少に向かったことに見られるように、表1の当座借入金も併せ見ても分かるように、21年にかけてコールへの依存は下落へと向かった。

このように、東京支店と大阪支店の借入金、特にコール依存度の推移には相違があった。それでは、両者の違いをもたらした要因とは何か。前述した商社取引であるが、これは大阪支店や神戸支店など関西の店舗の取引先であった。商社に関しては、早い時期から警戒的姿勢をとっており、反動恐慌後の商社経営の悪化に際しても、比較的迅速な債権保全行動が採られていた（前述）。それゆえ、大阪支店では、反動恐慌発生直後の3月25日にはコール残高が膨張したが、その後、コールの取引先数、残高とも比較的円滑に縮小した。

これに対して、東京支店でのコール調達であるが、地理的に見て生糸商人への融資を中心とする横浜本店の資金繰り確保が目的と判断される。前述した茂木合名の整理に見られるように、生糸商向け貸付金の整理は1921年に入ってから本格化した。このことは、20年内は債権保全以上に、生糸商の資金繰り確保を相対的に重視したこと、および東京支店や横浜本店の資金ポジションの悪化をもたらすことを意味する。このことが、20年9月から12月にかけてコールへの依存度が上昇をもたらした要因と推定される。

以上、反動恐慌期の横浜正金銀行は、当初、日銀借入に強く依存していた。しかし、東京支店と大阪支店でその位相は異なるが、1920年3月（大阪支店）、9月（東京支店）をピークにして、両店舗とも20年末から大震災前に向かってコールへの依存は減少する方向性を示した（表1）。

4. 関東大震災期における横浜正金銀行

(1) 前提：反動恐慌収束後から関東大震災前までの経営方針

ここでは、主要な取引先である商社関係に絞って、当該期における横浜正金銀行の経営方針について検討する。この時期の同行の基本的な経営方針は、反動恐慌期に生じた不良債権の整理と与信枠の厳格化、新たな不良債権発生防止のための対策である。

まず、不良債権の整理についてである。1921年2月28日には、増田貿易会社整理委員会に従って、資本金50万円の新会社設立による同社の整理方針に同意した⁸⁹。3月10日

報じた「総務部要録 号外 大正9年6月26日」、『要録 1920年上』に合綴など、同簿冊と『要録 1920年下』合綴されている取引先の経営悪化を伝える多数の記事による。

⁸⁹ 「増田貿易株式会社新会社設立ニ関する件」、頭取席総務課発内外各店支配人席宛、『通

には、経営整理について「各店ノ遣方放埒散漫ニシテ今尚確然タル立案ヲ見ズ混沌タル状態」にあり「何時法律上ノ破産」となるか分からないとして、茂木合名会社向け債権の整理が関連各店舗に通知された⁹⁰。5月5日には、茂木合名（滞貸金118万円）、増田貿易（同130万円）関係の滞貸金の滞貸積立金との振替整理が指示された⁹¹。さらに、5月6日以降、横浜生糸会社の整理について相次いで指示が出され⁹²、同社からの債権回収と整理が進められた。8月26日には、安部幸商店、株式会社増幸洋行について、同社の主力取引銀行である第一銀行による補償又は担保付取引以外の取引の手控えと担保の厳重な選別が（前者）、後者には厳重な警戒が指示された⁹³。9月29日になると、茂木合名の整理が一段落したことが報告された⁹⁴。11月10日には、不良債権が500万円にも達したとして、①海外出張員の引上げ、②東京・大阪以外の店舗閉鎖、③下関、小樽、大連に店舗をもつ新会社設立を柱とする湯浅貿易の整理方針が示された⁹⁵。12月24日には諸滞貸金に対して、来年上半年中に全額償却又は準備積立を実施することが指示された⁹⁶。12月26日には、不良債権と見られる「故障付手形残高巨額」（780万円余り）が示されていた⁹⁷。24日の処置は増加が見込まれる不良債権を処理するために、早期に引き当てを積むことが目的であったと判断される。

その動向は落ち着いてくるものの、1922年以降も、不良債権整理を重視する方針は継続された。3月27日には平林組からの債権放棄要請を拒絶し、あくまで回収する姿勢を示した。8月2日には、横浜生糸の整理推進を目的に、繋ぎ融資額を倍増することを決定した。10月6日には大連支店に対して、湯浅商店債権残高を報告するように指示が出された（10月6日）。これを踏まえて、10月28日には湯浅貿易会社の債権整理方針が決定された。翌23年2月22日には、湯浅貿易東京支店の閉鎖が決定されており、同社の整理の進展が確認される。このような中で、湯浅貿易は債務打切り（債権放棄のことか）がなければ破産

達 1921年1・2月』に合綴。

⁹⁰ 「総文第136号」、頭取席総務課発内外各店支配人席宛、『通達 1921年3月』に合綴。

⁹¹ 「茂木、増田関係滞貸金整理」、取締役会決定事項（推定）、『通達 1921年4・5月』に合綴。

⁹² 「総文第216号」、頭取席総務課発内外各店支配人席宛、同上簿冊に合綴。

⁹³ 「総文第391号」、頭取席総務課発内外各店支配人席宛、『通達 1921年7・8・9月』に合綴。

⁹⁴ 「総文第437号」、頭取席総務課発内外各店支配人席宛、同上簿冊に合綴。

⁹⁵ 「湯浅整理方針」、1921年11月10日取締役会決定事項、『通達 10・11・12月』に合綴。

⁹⁶ 「文第582号」、頭取席発内外各店支配人、『通達 10・11・12月』に合綴。

⁹⁷ 「文第585号」、頭取席発内外各店宛、同上簿冊に合綴。

申請を出すことを表明し、これに対して横浜正金銀行は破産申請の延期を希望した。5月13日には湯浅貿易の債務処理が一段落した。鈴木嶋吉の回顧によれば、数百万円の欠損が生じたという。このように、反動恐慌後から大震災にかけて、同行は、主に商社向けを中心に不良債権処理を進めた。

なお、次に与信枠の厳格化についてみると、1921年9月10日には、対江商信用為替前貸限度額が300万円までと決定され⁹⁸、9月29日には①同社受取手形中、同社の手にあるものを全額提供させること、②売掛金等はすべて手形化して、すべて提供させること、③同社供託の公債はすべて担保として差入れさせること、以上3点を柱にした債権保全手続きを取った⁹⁹。9月22日には、日本綿花と取引協定を結び信用取引が廃止された。このように、基本的に、商社向け取引は限度額を減少させるか、又は債権保全を厳重にした。これらの結果、総資産額に占める滞資金は、20年下期の0.37%からほぼ震災直前期にあたる23年上期には0.22%にまで低下した(表1)。前述したように、横浜正金銀行は、第一次世界大戦休戦後の比較的早い時期に、不良債権の発生に対する警戒姿勢を取っていた。そのため、上述のように、反動恐慌期でもそれほど高い滞資金比率を示さなかった。これに加えて、反動恐慌後も厳しい不良債権整理姿勢を取った。反動恐慌後の不良債権比率の低下には、このような厳格な姿勢があったと言えよう。

最後に、新たな不良債権発生防止策についてみる。まず、制度面では、1921年1月19日に対他銀行債権についてその内容を頭取席宛に定期的報告することが制度化された¹⁰⁰。これにより、債権内容を、頭取席が監視する体制が整えられた。次に、それ以外の防止策である。1月24日には伊藤忠商事の現状と大同貿易への強い警戒が指示された¹⁰¹。さらに、2月2日には湯浅綿花に対して新規で50万円の融資という援助と監視の強化が指示された¹⁰²。このほか、3月19日には国際汽船会社の帳簿上の船価が300万円あるが、実際には150万円以下に低下しており、担保価値も「甚敷減少」をしているとして、同社への警戒が各店舗に指示された¹⁰³。4月1日には伊藤忠商事に対する新規限度協定が締結され、旧協

⁹⁸ 「対江商信用為替前貸限度」、取締役会決定事項、『通達 1921年7・8・9月』に合綴。

⁹⁹ 「湯浅貿易株式会社ノ件」、頭取席総務課発大連、上海、青島、大阪各店支配人席宛、同上簿冊に合綴。

¹⁰⁰ 「総文第26号」、頭取席総務課発内地各店支配人席宛、『通達 1921年1・2月』に合綴。以下、特記の無い史料は本簿冊に合綴。

¹⁰¹ 「総文第38号」、頭取席総務課発内地各店支配人宛。

¹⁰² 「総文第65号」、頭取席総務課発本店ほか宛。

¹⁰³ 「総文第148号」、頭取席総務課発内外各店支配人席宛。

定の下で貸出された債権で、なおかつ、新協定の限度額を超過している分を至急回収せよとの指示が出された¹⁰⁴。さらに、10月1日には、経営基盤が強固ではないとして、中日実業系事業に対して警戒姿勢をとることが指示された¹⁰⁵。

このほか横浜正金銀行は鈴木商店に対しても警戒的姿勢を強めた。まず、1921年11月に神戸支店が検査を受け、同社との関係について特に担保価値が市価の3割6分に過ぎず、警戒不足であるとして注意を促された¹⁰⁶。さらに、11月21日には頭取の指示の不徹底により、同社に対する協定外信用貸の増加が注意を受けた¹⁰⁷。翌22年になっても同社に対する警戒姿勢は継続した。5月16日には、大連支店宛に同年4月末時点で信用貸が590万円に達しているとして、同商店向け貸出について警戒するようとの指示も出された¹⁰⁸。さらに6月10日付けで、同商店向けの手形割引については、台湾銀行関係者の監督の下で同社の整理が進行中であるとして、外部からの圧迫が無い限り（市場動向の変化か?）、4月12日時点で行った信用取引を行う場合、必ず総務課に照会せよという方針で臨むように指示が出された¹⁰⁹。このほか、6月30日、7月12日、10月5日と¹¹⁰、総務課（又はロンドン）発、各店舗（又はロンドン）宛に同社向け貸出を警戒するようとの指示が、度々、出された。このほか11月18日には、大連支店で同社による担保流用問題が起こったので、同社の経営状況の悪さが改めて注意され、担保管理の徹底が指示された¹¹¹。これらに加えて、12月の本店検査でも、鈴木商店向け貸出の危険性と担保の査定と管理の徹底が指摘さ

¹⁰⁴ 「総文第169号」、頭取席総務課発大阪、神戸ほか各店支配人宛。

¹⁰⁵ 「中日実業系事業警戒」、頭取席総務課発支那各店支配人宛、『通達 1921年10・11・12月』に合綴。

¹⁰⁶ 「鈴木商店」、『通達 1921年10・11・12月』に合綴。以下、特記の無い文書は本簿冊に合綴。

¹⁰⁷ 「総文第523号」、頭取席総務課発内外各店支配人席宛。

¹⁰⁸ 「□第61号」、頭取席東洋課発大連支店支配人席宛、『通達 1922年5・6月』に合綴。以下、特記の無い文書は本簿冊に合綴。なお、前述のように、休戦後、慎重な融資姿勢を採ったにもかかわらず、このような巨額の鈴木商店向け債権が発生した理由として、鈴木嶋吉は他行が取引を増加させるのを見て、逃してしまうのも惜しいという「未練」を残したことがあったという（前掲回顧）。

¹⁰⁹ 「号外」、頭取席発電 海外支店宛。4月12日方針は、「大正11年4月12日付総務課発電—海外支店へ」。なお、鈴木嶋吉の回顧（前掲）によれば、鈴木商店向け債権の殆どは、結局、台湾銀行が引き受けてくれたという。

¹¹⁰ 「6月30日付総務課発電—海外支店へ」；「6月30日付 倫敦発電」；「7月12日付 総務課発電—倫敦へ」；「10月5日付 総務課発電—各店へ」；

¹¹¹ 「文第464号」、頭取席発内外各店支配人宛、『通達 1922年10・11・12月』に合綴。以下、特記の無い文書は本簿冊に合綴。

れた¹¹²。

1923年以降も、1月に小林大連支配人が上京した際に、鈴木商店への対応について、満州各店の同社向け債権を同社の神戸本店に振り替えることについての打ち合わせがされた¹¹³。2月6日には南北満州の同社勘定を神戸の同社本店勘定に振り替えて、満州での債権を一掃することが決められた。2月には行内検査で神戸支店において同社の引受手形残高が総残高の5割ほどになっていることが問題視され¹¹⁴、検査担当者から他行経由で割引依頼が来たものでも、その中からさらに優良な手形を選別して割り引くべきことが提言された。この指摘の後、3月26日には同社に対する取引枠が縮小されること、鈴木商店各店債権勘定中、固定的なものを同社本店に移すことで監視体制を強化が決定された¹¹⁵。6月28日には同社が提出した担保内容の薄弱さが問題視され、改めて同社に対する警戒姿勢が指示された¹¹⁶。これは関東大震災後であるが、9月9日には、神戸支店から頭取席に宛てて、同社の資金繰り危機が伝えられ、重ねて警戒姿勢を取るべきことが上申された¹¹⁷。周知の台湾銀行とは異なり、関東大震災後の横浜正金銀行には、同社関係で経営を揺るがすような不良債権は発生していない。また、震災後、同社の資金繰りが悪化したことを想起したとき、震災前から同社に対する厳格なまでの警戒姿勢をとっていたことは、震災の発生自体が想定外であったにしても、その後の不良債権発生の抑制に効果を持ったと見てよからう。

このほかの不良債権対策である。1921年2月3日には大連支店に対して、担保株式の内容精査と雑株の整理が求められた¹¹⁸。さらに、2月5日には「一般商品市場」の先行きが悪化する傾向があるとして、内地各支店に対して担保処分に関する指示が出された¹¹⁹。このように、担保処分や内容の精査を通じて、取引先不良債権の処理を進めるとともに、担保内容の厳格化により新規の不良債権発生を防止する姿勢を強化した。このほか、各店舗に対して、台湾銀行とは異なり倉庫業にまで入り込まないことを指示した。さらに、7月11日になると、半期に1回、主任や支配人による店内検査の励行が指示された¹²⁰。そこで

¹¹² 「本店検査報告抜粋要目」。

¹¹³ 「大正12年1月小林大連支配人上京ノ際打合事項」、『通達 1923年1・2月』に合綴。

¹¹⁴ 「対鈴木商店手心」、同上簿冊に合綴。

¹¹⁵ 「文第111号」、『通達 1923年3月』に合綴。

¹¹⁶ 「書第141号」、頭取席内国課発神戸支店支配人宛、同上簿冊に合綴。

¹¹⁷ 「鈴木商店トノ取引ニ関スル件」、『通達 1923年7・8・9月』に合綴。

¹¹⁸ 「担保トシテ受入中ノ雑株整理方指令」、頭取席総務課発大連支店支配人席宛、『通達 1921年1・2月』に合綴。

¹¹⁹ 「総第75号」、同上簿冊に合綴。

¹²⁰ 「総文第298号」、『通達 1921年7・8・9月』に合綴。

は事務処理の杜撰さが問題視されていた。危機発生時に迅速に取引内容、資産内容が把握できるようにすることを企図したと見られる。

以上、反動恐慌後から関東大震災以前における横浜正金銀行は、不良資産の整理を進めるとともに、特に鈴木商店に代表される 2 流商社への警戒姿勢を強めた。さらには、内部管理体制の強化を通じて、融資など取引内容の正確な把握を通じて、危機発生時に迅速な対応を取れるようにすることを企図した。このような意味で、反動恐慌後における同行は、債権保全や経営の健全性維持を中心に厳格な警戒姿勢を強めたのである。

(2) 関東大震災後の融資方針

1923 年 9 月 1 日の関東大震災後、9 月 6 日には震災後の状況を踏まえた取引方針が示された¹²¹。そこでは、今後、復興需要の発生に伴う入超の激化、これに伴う資金繰りの悪化の可能性が示された。その上で、後者の回避のために、与信制限を実施することが表明された。現に、同じ 9 月 6 日付けのニューヨーク支店の文書では¹²²、同支店も含む複数の支店で資金繰りが逼迫していることが報告された。このような状況の中で、9 月 10 日には大蔵財務官から蔵相宛に、横浜正金銀行の資金繰りを助けるべく、正貨払下げを行うことが要求された¹²³。その上で、9 月 11 日には大震災地復旧材料及食料品輸入に付き便宜供与を図る方針が示された¹²⁴。

その後、事態は、横浜正金銀行が予想した方向へと進む。11 月 19 日になると上海支店における金融逼迫が報告された¹²⁵。これに対して、翌 20 日には上海支店政府銀資特別融通が実施された¹²⁶。さらに、11 月 23 日には香港上海銀行からの借入も行った¹²⁷。しかしながら、上海支店の資金逼迫は、大連支店にも悪影響を及ぼした(11 月 22 日)¹²⁸。このような事態を収束させるべく、12 月 5 日に、再度、300 万オンスの救済資金を出したほか

¹²¹ 「震災後最初ノ頭取指令」、頭取席発内外各店宛、『通達 1923 年 7・8・9 月』に合綴。以下、特記の無い文書は、本簿冊に合綴。

¹²² 「9 月 6 日付け 紐育発電一大阪 12 日着」。

¹²³ 「9 月 10 日一紐育財務官(勝)ヨリ大臣宛」。

¹²⁴ 「大震災復旧材料及食糧品輸入ニ付便宜許容」、頭取席発内地各店支配人席宛。

¹²⁵ 「頭取席着電 大連支店発」、『通達 1923 年 10・11 月』に合綴。以下、特記の無い文書は本簿冊に合綴。

¹²⁶ 「官房秘乙第 148 号」。

¹²⁷ 「頭取席着電 上海」。

¹²⁸ 「頭取席着電 大連」。

129、香港支店において、香港上海銀行より 1,000 千ポンド借入を実施した¹³⁰。その後、上海支店の資金繰り逼迫に関する史料は見られなくなることから、これらの措置で何とか状況は収束したと判断される。

ところで、横浜正金銀行の資金繰りが逼迫する中で、商社、特に鈴木商店に対する融資姿勢が一段と厳格になった。12月10日には、鈴木商店への取引方針について協議が開始された¹³¹。その上で、翌11日には同社を厳重な監視下において債権整理を行う方針が決定された¹³²。1923年1月24日には、サンフランシスコ支店宛に、同社関係向けと思われる信用状発行の制限が指示された¹³³。3月20日には、同社への信用状発行それ自体を制限する方針が示された¹³⁴。24年3月22日付け文書では¹³⁵、同社の苦しい内情が報告されていた。3月31日には、ニューヨーク支店での同社向け損失を、台湾銀行の資金を用いて同行に返済させる方針が示された¹³⁶。このように、震災後になると、横浜正金銀行は、以前にも増して、鈴木商店への警戒姿勢を強化した。25年3月4日になると、同行は、40万円を月賦金、100万円を毎半期神戸支店へ内入金、神戸支店整理割引手形完済後は毎月300万円、半期100万円は大連口に振り込むことを主要内容とする、対鈴木商店向け貸出の整理に乗り出した¹³⁷。10月23日には、固定勘定の整理努力の結果、900万円台にまで減少したものの、同社の状況が依然として険悪であることが示された¹³⁸。11月30日には生糸・羽二重の trade acceptance を担保に特別融通が実施されたものの¹³⁹、12月には調査により公債508千円を除く15,016千円分の担保についての「傍系会社株式、社債、手形等大部ヲ占メ之等ハ一般取引市場ニ売買セラレズ從テ之ガ評価ヲ試ミルコト頗ル困難、株式ノ内ニハ全然無価値ノモノモアルベク」との記載に見られるように、同社の差し入れ担保の劣

129 「政府預下銀ニ関スル件」、『通達 1923年12月』。以下、特記の無い文書は本簿冊に合綴。

130 「頭取席発電 香港」。

131 「頭取席着電 大連」。

132 「頭取席着電 大連」。

133 「頭取席発電 桑港へ」、『通達 1924年1・2・3月』。以下、特記の無い文書は本簿冊に合綴。

134 「頭取席着電 紐育ヨリ」。

135 「鈴木商店ノコト」、頭取席内国課発神戸支店支配人席宛。

136 「書第37号」 頭取席内国課発神戸支店支配人席宛。

137 「対鈴木商店整理債権ニ関スル件」、頭取席内国課発神戸支店支配人席宛、『通達 1925年1・2・3月』。

138 「鈴木商店棉為替ノ件」、頭取席欧米課発ボンベイ支店支配人席宛、『通達 1925年10・11・12月』に合綴。

139 「鈴木商店ニ対スル生糸、羽二重関係特別融通ノ事」、同上簿冊に合綴。

悪さが判明した¹⁴⁰。同行の同社に対する警戒ぶりが理解できよう。

さらに話は前後するが、1923年12月11日には、三井物産への信用状発行を制限する方針が決定された¹⁴¹。さらに、同19日には信用状の発行を極力制限することも決定された¹⁴²。ただし、翌年3月15日には、三菱商事に対する信用取引限度が改定され、800万円から一般限度+臨時限度で2,228万円への与信制限を行う方針が示された¹⁴³。つまり、一方では鈴木商店のような二流商社を中心に三井物産のような一流商社も含めて厳戒姿勢とっていたが、他方で三菱商事のような信用度の高い一流商社には限度増額を図るという差別化を推進した。25年2月13日になると、経営不安が続いていた高田商会在破綻寸前であるとして各店舗に警戒が要求され¹⁴⁴、2月24日には同商会在破綻を発表した¹⁴⁵。横浜正金銀行は、「跡始末ニ付可成主動的態度ニ出ザル方針」を表明していた。同商会的整理に深く関与することで、損失負担の増額を求められるような事態を回避したかったと判断される。この意味で、同行の姿勢は損失回避的なものであった。しかし、それにもかかわらず、同社向けの損失は、債権総額1300百万円中、300万円くらいに達したという¹⁴⁶。

以上、関東大震災発生後になると、将来的な資金繰り逼迫を予想して、復旧関係以外は与信制限方針で臨むことが示された。特に商社金融については、一流商社すら対象になったが、特に鈴木商店への警戒姿勢は著しかった。このような貸出姿勢の結果、1923年上期まで総資産に占める滞貸金の比率は0.2%台だったものが、23年下期には0.38%まで上がったものの、その後は0.3%台前半（同3%台半ばから4%で推移した。同じく貸出金比では、1923年下期にそれまでの2%台程度から4.12%にまで上昇したあと、1925年下期に4.18%を示すもの3%台半ば程度で推移した。比較的不良債権比率が低率なのは、ここで示したような、厳格な貸出姿勢や後に見る生糸関連等の不良資産の回収が要因であった。

(3) 焼失生糸を巡る不良債権の回収

両大戦間期の横浜正金銀行の生糸金融については、同行の地位低下や児玉頭取の融資姿

¹⁴⁰ 「鈴木差入担保（其1）」、同上簿冊に合綴。

¹⁴¹ 「信用状発行ニ関スル件」、頭取席発内地各店宛、『通達 1923年12月』に合綴。

¹⁴² 「頭取席発電 各店」、同上簿冊に合綴。

¹⁴³ 「三菱商事株式会社ニ対スル信用取引限度改定ノ事」、頭取席発内外各店支配人席宛、『通達 1924年1・2・3月』に合綴。

¹⁴⁴ 「頭取席発電」、『通達 1925年1・2・3月』以下、特記の無い文書は本簿冊に合綴。

¹⁴⁵ 以下の記述も含めて「頭取席発電 紐育へ」。

¹⁴⁶ 「高田商会在関係損失」、1925年2月26日。

勢の甘さを論じた石井寛治氏による研究がある¹⁴⁷。しかし、時期的には金融恐慌期から昭和恐慌期が中心であり、関東大震災から金融恐慌以前の時期については殆ど検討がされていない。ここでは、特に、震災による焼失生糸関係の不良債権整理策を中心に検討する。

製糸金融については、1923年12月24日に融資額の調査が纏められた¹⁴⁸。それによれば、横浜生糸株式会社ほか13社・個人向けの「製糸家振出シ横浜問屋裏書手形ニ対スル金融」が4,538千円、「製糸家振出シ輸出商裏書ニ対スル金融」が江商、日綿で計370千円、「製糸業者ニ対スル直接金融」が愛知県の三龍社に150千円、「地方銀行ニ対スル金融」が若尾、六十三、十九、福島、百七、両羽の各行に計1,200千円、総計6,258千円であった。横浜所在の問屋向け融資が全体の72.5%を占めていた。地方銀行向け融資（総額の26.4%）であるが、これはすべて東日本の製糸・養蚕地帯が占めている。ここから震災で打撃を受けた産地向けの融資だったと判断される。ここから製糸業関係の取引先は、震災で打撃を蒙ったものが大半だったと判断される。

この調査以後、1924年1月には原合名関係及び横浜生糸に対するニューヨーク支店の債権高（1923年6月末残高）が調査された¹⁴⁹。直近の23年10月の数値によると、「荷物貸渡及引取保証（信用）」、「担保又保証付取引総額」、「取手及取立利子」についてみると、原合名はそれぞれ4,648千円（33.4%）、776千円（5.5%）、8,489千円（61.0%）であった。同じく横浜生糸は1,941千円（24.1%）、1,634千円（20.3%）、4,463千円（55.5%）であった。信用貸の比率が1/4から1/3を占めており、担保面から見て貸出リスクが少なからずあったと言える。翌24年2月28日には生糸手形の期限を3ヶ月に短縮する通達が出された¹⁵⁰。本方針は4月1日から実施された。さらに、3月31日には、横浜生糸が180万円の債務超過状態にあるという窮状の実態が示されるとともに¹⁵¹、横浜生糸の窮状を救うための対策が取られた。そこでは、貸出債権3,937千円は保証人などで全額債権が保全されているので、同社が「具体的整理案」を作成し、同行に相談しに来るまで静観するという

¹⁴⁷ 石井「横浜本店・神戸支店の生糸金融」、山口・加藤編『両大戦間の横浜正金銀行』、第4章。

¹⁴⁸ 「当行取扱ニ係ル製糸金融（本年12月24日残高二依ル）」、『通達 1923年12月』に合綴。

¹⁴⁹ 「原合名及横浜生糸ニ対スル紐育支店債権高電報」、『通達 1923年1・2・3月』。なお、本史料には1924年6月末時点とあるが、史料の内容から23年6月の誤りと判断した。

¹⁵⁰ 本店支配人席「生糸手形期限三ヶ月ニ短縮」、1924年2月28日；同「米国向け手形期限短縮」、1924年4月1日、『通達 1924年4・5・6月』に合綴。

¹⁵¹ 以下、特記のない議論と数値は、「横浜生糸窮状対策」、『通達 1923年1・2・3月』に合綴。なお、特記のない史料は本簿冊に合綴。

方針が示された。上記の貸出額は 23 年に貸出した救済資金 7,000 千円の残額だったという。だとすれば、1 年にも満たない期間で、貸出額の 44%あまりを回収したことになる。このほか、26 年 3 月 2 日の監査役会では¹⁵²、監査役から横浜生糸会社向け貸出金について、ニューヨーク支店でも予定通り回収が進み、なおかつ本店でも担保品処分により余裕金が生じる状況であったために損失はなかったが、その後の状況はどうかとの質問が出た。これに対して、頭取からは米国において発生した損失を担保品処分により補填する方針であり、多少の余裕金が発生する可能性があるという回答がされた。

このほか、1925 年 9 月 1 日の監査役会で、頭取からも「焼失生糸清算事務ノ件ハ近頃順調ニ運ビ居リ昨年分ハ全部入金済タリ即チ昨年度の残高九百七拾八万円ノ内百六十七万八千円入金済ニシテ残高約八百壱万円トナレリ」との報告がされた。つまり、1 年ほどで 17%の債権が回収された。さらに、26 年 3 月 2 日の監査役会でも、頭取から「焼失生糸整理契約ハ近年無滞返入セラレ居」り、延滞は案件は 1 口 3 万円余りのみであるとして、円滑な回収が報告された。以上、同行の焼失生糸救済資金の回収に対する姿勢の厳しさが窺える。

5 月 19 日になると震災焼失生糸に関する関係銀行間の協定が締結された¹⁵³。そこでは、①年額 2 万梱以上を取扱う売込問屋に対しては個別協定すること、②看貫済生糸に関して輸出商負担となるべき分についても同様に行うこと、③年額 2 万梱以下の売込問屋については、1932 年 11 月 30 日まで年賦完済すること、同年 9 月 1 日以降の利息割合を年 2 分半として毎年元金と共に支払うこと、最初の年の年賦償還及び利息支払日を 24 年 11 月 30 日とすること内容が記されていた。特に、大規模売込問屋以外の商人については、8 年半あまりの期間をかけて回収することで、経営の継続に配慮したものになっていた。これにあたり、関係銀行は、焼失生糸債務整理について生糸売込問屋に差入証を要求しており、5 月 20 日付けで差入証が提出された。関連する 6 月 13 日付けの文書では¹⁵⁴、2 万梱以上取扱売込問屋に対しては、看貫済み生糸も含む全債権について年利 4 分で 5 ヶ年賦返済という条件が提示された。大規模売込問屋に関しては、かなり返済条件が厳しく設定されていた。なお、返済状況を見ると¹⁵⁵、震災時の生糸口貸出額 9,268 千円に対して、24 年 6 月の整理方法決定時の額は 6,483 千円とわずか 9 ヶ月ほどで 30%あまりが回収されていた。残額はその後

¹⁵² 以下、監査役会関係は『監査要録 大正十年度』に合綴の史料による。

¹⁵³ 本店支配人大久保利賢「震災焼失生糸ニ関スル関係銀行協定」、1924 年 5 月 19 日、『通達 1924 年 4・5・6 月』に合綴。

¹⁵⁴ 「年額二万梱以上取扱売込問屋ノ焼失生糸債務ニ関スル差入証」、同上簿冊に合綴。

¹⁵⁵ 以下、「1934 年 6 月 2 日震災生糸、絹物勘定ニ付重役会ニ報告要領」、同上簿冊に合綴。

年賦回収が進められ、34年6月2日時点で、原合名向け債権を除外して、滞貸金221千円が残るのみになっていた。

6月7日には、1年間という期間の制限付きではあるが、政府からの貸下げ資金をも利用して、生糸救済資金の融資が実施された¹⁵⁶。同10日には、生糸、羽二重、屑糸担保債権の震災による損害整理の状況が報告された¹⁵⁷。これを受けて、年額二万梱以上を取り扱う売込問屋については、焼失生糸関係債務に関する差入証を提示させ、貸出債権の保全を図った(6月13日)¹⁵⁸。24日には焼失生糸、羽二重及び屑糸担保債権を貸金勘定に振替、翌25日にも震災による生糸関係債権980万円を貸付金に振替た上での整理実行が決定された。

以上、横浜正金銀行は、1923年末頃から震災による焼失生糸関係の貸出債権整理に着手した。その際、売込問屋に差入証の提出を求めて、貸出リスクを彼らに転嫁する体制を整えたほか、政府からの貸下げ資金を用いて救済融資も実行されているものの、特に大口融資先を中心に債権の整理・回収をより重視する姿勢を示した。ここでも、同行の融資先に対する姿勢は、緊縮重視であった。

(4) 監査役会による執行役員(頭取)の牽制機構の成立—大口貸出先の管理を中心に

ここでは、大口貸出先の管理を中心に取り上げて、監査役会による頭取など執行役員の牽制機構の成立を確認する。表4には1925年末の大口貸出先を示した。注記にあるように、斜字の取引先は取引額増加への注意が促されている。太字は信用比率が30%超のものである。横浜正金銀行側が問題のない取引先として、信用による高い与信比率で融資を行っているものは、三井物産と三菱商事だけであり、両方で1925年末債権総額の11%ほどを占めていた。それ以外の取引先は、経営内容に警戒が払われていた。

それでは、具体的に、どのように警戒が払われていたのか。この点を『監査要録 大正10年度』で確認する¹⁵⁹。本稿の分析期間には、大口取引先についての監査役から頭取への質問等の記載があるのは、1925年3月2日付け以降のもののみである。3月2日の監査役会では、山本商店、千田紹介、原合名、日本綿花、江商、横浜生糸、鈴木商店、龍口銀行、高田商会についての取引状況が注意された。残念ながら、その具体的内容は不明である。しかし、頭取の答弁は判明する。以下、3月2日のものを事例に、その内容を検討する。

¹⁵⁶ 大蔵省理財局富田勇太郎「生糸救済資金」、1924年6月7日。

¹⁵⁷ 本店支配人席「生糸、羽二重、屑糸担保債権ノ震災損害状況」。

¹⁵⁸ 「年額2万梱以上取扱売込問屋ノ焼失生糸債務ニ関スル差入証」。

¹⁵⁹ 以下、同史料による。

山本商会については、詳細を、後日、調査の上で報告すること、経営者が「人格卑キ者」なので相当注意する必要性があることには同感するとの答弁を行った。千田商会も調査の上で報告するとした上で、従来の経営については不安感があるので注意しているとした上で、一層の注意を払う必要があるとの指摘には同感するとの答弁を行った。江商については、横浜正金銀行が唯一の取引先銀行なので、監督は十分に行っているとした上で、損失を即時に整理するのは得策ではないとして、時間を与えて整理させること、同社の資産状態は「清算ヲ遂クルモ猶」1500万円の余力があるので、不安な状態ではないとした。

日本綿花は信用貸比率が高く、特殊取引先に分類されていた（表 4）。同社については、綿花の買入需要期には貸出残高が1億円以上に達するが、その時期を過ぎれば金額は漸減するので、心配は無いとした。原合名については、担保不動産を内々に提供していること、しかし、これを公然と手続きした場合の横浜市経済への悪影響を恐れて、同社と対応を相談中であることが報告された。その上で、ニューヨークでの480万ドルの荷物貸渡のうち、150万ドルは外国人分なので、回収の見込みは十分あるとした。横浜生糸については、会社が清算中であること、ニューヨークでの荷物からの収益が減少しているため、損失が増加する可能性があることが報告された。龍口銀行については、現金決済を求めつつも、これを実行に移すことは避けていること、満鉄、朝鮮銀行など他の関係先の内意を窺いそれらの意向を待って進退を決めることが得策なので、現在は静観中であることが報告された。鈴木商店については、一昨年来、十分緊縮方針を採り、取引総額も減少させていることが報告された。その上で、台湾銀行が監督者を派遣の上で整理を実行中なので、横浜正金銀行の取引には危険は生じないことが報告された。

最後に、大口貸出への偏りは不本意であることが指摘された。これについては、方針の急変は困難であるが、常に注意を払うことは忘れないように心がけていることが報告された。ほぼ同様な監査役会からの注意が、1925年9月1日、26年3月2日、同年9月2日でも行われた。このように特殊取引先については、恒常的に総貸出に占める大口取引の比率、収益状況、経営整理の状況、経営者の人格に至るまで経営内容についての説明が求められ、頭取も絶えず注意を払う方向に規律付けされた。このほか、収益状況、為替取引の状況、景況一般についても説明が求められた。また、監査役会がこれらの諸点に関する情報を入手可能にするために、頭取は預金・為替・貸出に関する資料、特に大口貸出先については、担保に差し入れている有価証券の銘柄企業の経営状況に至るまで詳細に経営内容を記載した報告書を提出する義務を負っていた。この点に関する史料は、確認できる限り

で、1926年3月2日付け以降ものが残存している¹⁶⁰。史料の残存状況から、少なくとも1920年代半ば以降になると、これらの書類を作成させることで、監査役会は頭取など執行役員に自行の経営動向に注意を払わせるとともに、監査役会で、質疑応答をすることを通じて、直接、執行役員を規律付けする材料を確保する体制を整えていた。この点も強調しておきたい。

以上、1921年の監査役会設置以後、特に20年代半ば以降、執行役員である頭取が、外為銀行業務全般、特に特殊取引先や大口貸出金問題を中心に監査役会から牽制を受け、経営の健全性の維持・確保を図る組織的体制が整備されたのである。

(5) 為替に対する方針：為替下落を見込んだ買持増加方針とその転換

第一次世界大戦期に、一時は、572百万円（1922年上期）に達していた買持超過額は、反動恐慌後になると187百万円（21年上期）から271百万円（22年上期）ほどまで急減した。しかし、「内外経済界」が後日「安定」するのを待って金解禁を実施する方針が示された。このため「金輸出禁止ニヨリ受クル為替相場ノ不利ニ対シ別ニ考慮ヲ払」うという観点から、1922年9月16日に政府の正貨払下げ方針が緩和された¹⁶¹。以上を背景にして横浜正金銀行側は将来的な金解禁問題を睨んで為替差損発生回避のために買持超過高減少を図る方針をとった（9月17日）¹⁶²。このため、買持額は380百万円ほどまで上昇したものが327百万円へと減少した。しかし、関東大震災後には、一時的な減少はあるものの、24年下期の428百万円から25年下期の421百万円ほどまで大幅に増加した（以上、表1）。ここでは、関東大震災期以後の買持増加の要因について考察する。

震災発生直後の1923年9月6日には¹⁶³、大幅入超になるとの先行き認識の下で、為替政策については①輸入為替買入資金の欠乏を理由とする信用状以外での全商社との取引禁止、②輸入について信用取引取り決めの有無に関わらず、D/P Basle 信用状発行により control して、頭取席に取り纏めること、④これまでの信用取引限度を改定する必要性があ

¹⁶⁰ 本稿の検討期間については、『(第92回)大正15年3月2日監査役会提出 本行大取引先信用取引協定額及其現状調』、『(第93回)大正15年9月1日 監査役会提出 本行大取引先信用取引協定額及其現状調』の残存が確認できる。

¹⁶¹ 白鳥圭志『両大戦間期における銀行合同政策の展開』、八朔社、2006年、第2・3章。横浜正金銀行の買持減少方針は、「正貨払下緩和方針ノ声明」、頭取発各店宛、『通達 大正11年7・8・9月』合綴文書による。

¹⁶² 「政府声明ト本行為替方針」、同上簿冊合綴文書による。

¹⁶³ 「震災後最初ノ頭取指令」、『通達 1923年7・8・9月』に合綴。

るので、その際には緊縮方針を採るとの指示が出された。復興需要に伴う入超増加に備えて、緊縮方針をとったことが確認される。13日には、入超を見込んだ応急的措置として、早くも買持増加の指示が出された¹⁶⁴。前述のように、横浜正金銀行は、震災に伴う資金繰りの悪化を予想していた。本指示は、この予想に基づいて出された。さらに、同15日には対米相場は正貨払下の関係上、売買共に1\$=49円を維持する方針が示された¹⁶⁵。買持増加方針は、同行の資金繰り確保の円滑化、さらには復興需要の発生に伴う輸入増加を見越して、円為替の下落を阻止することに目的が置かれていた。しかしながら、12月4日になると、為替相場が急落した¹⁶⁶。これに伴う為替差損発生を回避するために、市場を攪乱しない程度に徐々に相場を引下げるとともに、ドル為替売持増加を回避する方針が示された。翌5日には、①acceptance 直物に限り12月は48と1/4ドル、1月47と3/4ドル、2月以後1/4down per monthにするという相場の漸進的引下げとともに、②acceptance 以外は極めて小口のものを以外、完全に売止すること、③輸出為替はunder rateで極力買進むという、外貨売につながる取引を制限する為替方針が決められた¹⁶⁷。さらに、24年1月28日には、ニューヨーク支店宛に輸入為替取引抑制を励行することが求められた¹⁶⁸。周知のように、復興需要に伴い輸入が急増していた。売為替の増加に伴う手元保有外貨の減少を恐れたことが、このような措置が出された背景であった。さらに、2月2日には東洋各店宛に為替方針として、正貨払下げを受ける努力を払うとともに、外債成立まで売持増加を回避し、為替買持の増加を図る方針が示された¹⁶⁹。しかし、このような為替を巡る努力を求めたにも関わらず、ニューヨーク支店発の2月5日文書では円相場の引き上げが困難なことが示された¹⁷⁰。つまり、横浜正金銀行も外為市場の混乱の影響から逃れることはできなかった。

このような事態を踏まえて、1924年2月21日には、大口信用状の発行の際に取組店において日本向け売出により資金調達が可能な場合にのみ発行することを柱とする震災後外貨資金欠乏対策が示された¹⁷¹。本措置を受けて、上述のように、この時期になると買持超

¹⁶⁴ 「頭取席発電」、大阪支店発海外各店宛、同上史料に合綴。

¹⁶⁵ 「震災直後為替方針」、頭取席発海外各店宛、同上史料に合綴。

¹⁶⁶ 以下での売持増加回避も含めて、「頭取席発電」、巴城支店宛、『通牒・通達 1923年12月』に合綴。

¹⁶⁷ 「為替方針ニ関スル件」、頭取席発内外各店支配人宛、同上簿冊に合綴。

¹⁶⁸ 「輸入為替抑制励行」、頭取席発ニューヨーク支店宛、『通達 1924年1・2・3月』に合綴。以下、特記のない史料は、本簿冊に合綴。

¹⁶⁹ 「為替方針」、頭取席発東洋各店。

¹⁷⁰ 「円相場引上困難」、ニューヨーク支店発頭取席宛。

¹⁷¹ 「震災後外貨資金欠乏対策」、頭取席発内地支那各店支配人宛。

過残高は増加した。しかしながら、それにもかかわらず、建相場の引下げが不可避であるという予想に基づき、3月18日からT/T（電信為替）で1円=46ドル、4月1日には42ドルまで引き下げるといふ新たな為替対策が出された¹⁷²。しかし、6月30日になると、為替不弱見越しの下に買持不増加、相場は現状維持で臨むが示された¹⁷³。1924年10月1日には、「大勢順応トシ強テ維持ニ努メサル」とした上で、為替相場の変動が急激な場合に正貨役億5千万円迄売却することとし、出来るだけ正貨使用額を維持しつつも、「適宜一時的ノ維持策ヲ採ル」といふ新たな為替方針が示された¹⁷⁴。その直後の11月12日になると、入超が急増する中で、政府が38ドル以下に円為替が下落することを極力回避する方針であることが表明された¹⁷⁵。これを受けて、11月15日になると横浜正金銀行も、政府から200百万円の正貨払下げについて政府から同意を得たので、建相場38.5ドルを割らない見込みであることを示した。さらに、12月6日には、大蔵次官から児玉頭取宛に、為替対策実行に関する細目事項が示された¹⁷⁶。その特徴は、①他銀行への売為替の直物又は当月物は政府正貨の払下げを受けた月の末日までに実行する、②売為替先物については政府正貨の払下げが受渡期日に至り実行すること、その際、受渡1週間前に政府に払下希望額を願出で、払下げを実行することとし、払下げ価格は、売却相場による円換算額からその1/16%の手数料を控除すること、③正金銀行の自行用資金で調達不能分については政府払下げ正貨の一部を充当すること、その限度は輸入総額に対する正金銀行の取扱割合を斟酌して決めること、の3点を柱にした、主に政府による制約の強い内容になった。

これに伴い、1925年1月20日になると為替対策実行に関する細目協定が追加された。その内容は、正貨払下げ予定額170百万円から準備として追加した金額60百万円を差し引いた残額110百万円のうち、横浜正金銀行用為替資金充当額を50百万円とし、残額60百万円を全額他行に売却するというものであった¹⁷⁷。さらに、2月19日には本店の買持額がかなり減少したために、各店の協力を仰ぐ形で、為替相場維持を目的に、買持処分方針が

¹⁷² 「震災後ノ東京為替市況」、1924年3月1日、東京支店支配人席；「其筋希望ト本行ノ態度」、1924年3月16日。

¹⁷³ 「第164号」、頭取席発内外各店宛。

¹⁷⁴ 「頭取席発電」、内外各店支配人宛、『通達 1924年10・11・12月』に合綴。以下、特記のない史料は、本簿冊に合綴。

¹⁷⁵ 「政府ハ三十八弗以下極力回避方針」、頭取席発内外各店宛；「本行建相場三十八弗半割ラザル見込」、頭取席発内外各店宛。

¹⁷⁶ 「官房秘乙第769号」。

¹⁷⁷ 「為替対策実行細目申合追加（第一）」、『通達 1925年1・2・3月』に合綴。以下、特記のないものは、本簿冊に合綴。

取られた¹⁷⁸。実際に、25年になると買持超過額は大幅に減少した(表1)。しかしながら、ボンベイ支店に見られるように、本店の買持減少方針に協力困難であることを示す店舗も出ていた(2月24日、3月6日)¹⁷⁹。これに加えて4月16日には、本店に対して非協力的なボンベイ支店に対して同支店の買持額を本店に付け替えるように要請すると同時に、本店の買持処分が困難なことが伝えられていた¹⁸⁰。このような措置も限界に達した。このように、本店の買持減少を通じた外為市場介入は円滑に進展しなかった。このような中で日本向け買持を所有する中国人投機家が、世界各地で一斉にこれを売却したために、建相場を「理想テシテ」は1円=40\$くらいにまで引き下げたいことを表明した。このような市場状況の中で、1円=40\$以下までの為替レートの低下を防止すべく、6月11日には買持を一先ず処分することが表明された¹⁸¹。現に、7月2日付のニューヨーク支店宛文書に見られるように、上記の中国人による投機的取引のほか、入超激化をも背景にして買持高が1億8百万円減少する状況であった¹⁸²。

しかしながら、政党内閣による金解禁準備方針もあり、1925年7月29日付文書では、為替先高予測に基づき、各店舗の動きを制約することになることを懸念しつつも、買持減少方針で臨むことが示された¹⁸³。さらに、8月19日付け文書では¹⁸⁴、買持を全部清算すべき時期が来たとして、極力在外資金動因の準備が必要であること、そのために急に売却困難な「本邦公社債」などはできる限り売却して、所要資金に充当することが求められた。9月17日には、大蔵省から24年12月の為替方針(前述)に準じた方針が示された¹⁸⁵。10月15日には新たな為替方針が指示され、入超減少と東京市債の実現という状況を踏まえて、市場に順応して目先建相場1円=41\$くらいまで引上げることが目標とされた¹⁸⁶。10月30日には、来年度の入超額の改善に伴う為替相場の漸騰を予想した上で、「買持回避最必要ニツキ各店共此方針ニ協調スルコトニ全カヲ傾注シ日本向輸出為替ハ常ニ他ノ機先ヲ

178 「買持処分方針」、頭取席発内外各店宛。

179 「本店買持減少方針ニ協力困難」、「本店買持減少方針ニ協力依然困難」、両者ともボンベイ支店発頭取席宛。

180 「本店買持処分難」、五十嵐取締役発ボンベイ支店支配人宛。

181 「買持一先ツ処分ノ方針」、頭取席発内外各店宛。

182 「六月中買持減少一億八百万円」、『通達 1925年7・8・9月』に合綴。以下、特記のない文書は本簿冊に合綴。

183 「買持減少方針ノ意義」、頭取席発海外支店支配人宛。

184 「買持処分方針強化」、頭取席発ロンドン支店矢野支配人宛。

185 「為替対策」、大蔵次官田昌発児玉謙次頭取宛。

186 「為替方針指示」、頭取席発内外各店、『通達 1925年10・11・12月』に合綴。以下、特記の無いものは本簿冊に合綴。

制シ可成巨額吸収尽力相成度引受相場ハ場合ニヨリ特別考慮可致、尤モ徒ニ市場ヲ刺激シ相場ヲ煽ルコトナキ様注意相成度」という、市場の不安定化を煽ることが無い範囲内で買持を極力回避する方針が示された。本文書では、改めて為替相場の先高見込みが示されたおり、投機筋の思惑による円買いによる為替差損の発生回避を狙ったものだった。

このような動きは、1926年に入ってから継続し、2月20日には政府から各店舗に対して¹⁸⁷、為替相場は回復の動きを示しているものの、現時点では金解禁考慮の意思はないので、小額であるにしても日本向け売買について、日本向け position をもたないようにすることが指示された。ただし、店舗間の協調は不徹底だったようで、例えば2月2日には頭取席から上海支店に宛てて、「各店ガ其店限りノ立場ヨリ見テ日米間ノ operation フナスハ本行全局ノ為替ニ避クベキコトニ有之」との指示が出されている¹⁸⁸。3月9日には政府から横浜正金銀行に緊急に買持を処分する勧告が出された。このほか、4月22日にもニューヨーク支店宛に、買持超過脱却の勇断を下すことが求められた¹⁸⁹。4月23日には、為替相場が高騰する中で反動が発生しない限り、買持超過の脱却方針を継続することが示された¹⁹⁰。6月5日文書では、政府の金解禁方針が、考慮されていないという意味で不変であることが示された¹⁹¹。しかし、8月20日付け文書では、同行の正貨積出が為替投機のほか世論による金解禁早期実現期待を沸騰させる恐れがあるとしながらも、「現送有無ニ頓着セズ既定方針通り可成低キ相場ニテ買持極力減少致度」という方針が示された¹⁹²。ここから25年以降の買持処分方針は、金本位制復帰の思惑による投機筋の円買いに伴う為替差損の発生回避が重要な目的であったと言えよう。

以上、横浜正金銀行は、大震災前には金本位復帰を睨んで買持額を増加させた。震災発生後も、巨額の入超の発生に伴う同行の資金繰り確保を目的に買持増加策を継続した。このような買持超過政策は、全体としてみた場合、外為差益・差損の差引きでは損失は出さなかったものの、外為差損／外為差益の比重を取ると、反動恐慌以降、上昇して、ほぼ50～60%で推移していた。つまり、横浜正金銀行の外為取引の取引条件は悪化していた。この点は看過すべきではない。しかし、再度、金本位制復帰の思惑が台頭した1925年から方

¹⁸⁷ 「政府ノ為替方針（金解禁未ダシ）」、頭取席発内外各店。

¹⁸⁸ 「各店不協調一例」。このほか2月3日付けの巴城支店宛文書も「不協調」の一例を示しているとされている。

¹⁸⁹ 「買持脱却勇断」、頭取席発ニューヨーク支店宛。

¹⁹⁰ 「買持脱却方針再説」、頭取席発ニューヨーク支店宛。

¹⁹¹ 「政府金解禁方針不変」、頭取席発海外各店舗宛。

¹⁹² 「無題」、頭取席発ニューヨーク支店、大連支店、上海支店宛。

針を転換し、各店舗間で十分な協調は取れなかったにせよ、為替相場の維持と為替相場の改善に伴う為替差損発生を回避すべく、政府と協調しつつ買持処分を実行した。この状況の中で、同行は、1927年金融恐慌期を迎えるのである。

5. 結論と展望

第一次世界大戦勃発から間もない時期に、横浜正金銀行は日露戦争期以来の軍票処理機関としての性格を希薄化して、貿易金融機関としての性格をより純化させた。当該期には、大戦景気の発生に伴う貿易関係取引の急膨張に直面した。同時に、台湾銀行、朝鮮銀行も貿易金融業務に参入し、正金との競合関係が生じた。その結果、横浜正金銀行は、貿易金融に占めるシェアを落とした。しかし、台銀、朝銀の取引先は、先行研究が指摘するように、同行のそれよりもより下層であった。さらに、休戦後、同行は、反動を警戒する姿勢を強めていた。そのため、反動恐慌の発生により、資金繰り確保のために、一時的にコール・マネーに依存することにはなつたものの、同行の受けた打撃は、台銀、朝銀に比べて比較的軽微であった。

その後、大戦の休戦から反動恐慌期までの経験を踏まえて、常勤監査役制度の導入を柱とする監査役会の機能強化、内部検査体制の充実を図るなどして、不良債権の発生を極小化する措置を講じた。このほか、経営戦略面でも、政府の金解禁を巡る政策動向を睨みつつ、早期に不良債権処理を進め、取引先商社に対する警戒姿勢を強めるなど、慎重な経営方針で臨んだ。その結果、関東大震災への対応として、一時的に貸出方針を緩和したにも関わらず、経営を揺るがすような不良債権は発生しなかった。また、鈴木商店などの不良取引先は、台銀へのリスク転嫁をはかり、自己の経営健全性を確保したことも見逃せない。

このような横浜正金銀行の経営姿勢は、大戦期以降、外為業務に進出した台湾銀行、朝鮮銀行と比較することでより一層明瞭になる。まず、台湾銀行と比較する¹⁹³。同行は横浜正金銀行とは異なり、第1次世界大戦中における貸出増加ぶりが突出していた（1913年末から18年末まで、正金は3倍半、台銀は8倍余り）。しかも、休戦後のいわゆる「中間景気」にも積極的な貸出増加を図るなど、放漫な融資姿勢が目立った。しかも、担保品も不動産が中心（24年末、鈴木関係で総貸出の43%ほど、鈴木以外の固定貸付総額に占める割

¹⁹³ 以下、台湾銀行については、日本銀行調査局「台湾銀行ノ破綻原因及其整理」、1928年5月、『日本金融史資料』第24巻、所収による。なお、台湾銀行の破綻と整理については、伊牟田敏充『昭和金融恐慌の構造』、経済産業調査会、2002年、第1章など多数の研究がある。

合 6 割) であり、有価証券担保も同社向け有価証券担保の内容は、殆ど関係会社で「無担保ニ等シキモノ」とされるものだった。また、それ以外の有価証券担保も「悉ク値下り甚シキ為処分困難」であった。反動恐慌後の整理も、1922 年に実施したものの、最大の大口貸出先である鈴木関係には殆ど手をつけないという不徹底ぶりであった。

次に朝鮮銀行と比較する。同行も、台湾銀行と同様に、大戦中に積極的に貸出増加(1913 年末から 18 年末まで 6 倍¹⁹⁴)を図っており、休戦後も、警戒姿勢を採らなかった。むしろ、「中間景気」時には積極的な貸出増加(1918 年下期から 19 年下期までに 66%の増加)を図った。このような中で不良債権が膨張したのであるが、根本的な整理に着手するのは、25 年春になってからであった¹⁹⁵。上記両行と横浜正金銀行を比較した場合、大戦中に鈴木商店に代表される新興商社への取引を相対的に抑制し、休戦後の早い時期から貸出抑制を徹底し、反動恐慌後も組織的に経営不良化をチェックする体制を整えた上で、不良取引先の整理の徹底と貸出に関する警戒姿勢を採った点に、特に反動恐慌後から金融恐慌直前に至る同行の経営の健全性確保の要因を見出せる。同時に、このことが、金融恐慌時に実質的に破綻した台銀、朝銀と同行の命運を分けることになった。

為替を巡る経営政策面では、政府の金解禁方針とその変化を睨みつつ、基本的に反動恐慌後も買持ち増額を図る方針で臨んだ。しかし、1925 年になると、金解禁実施を睨んだ為替相場維持を目的に、買持額減少を図る方針に転換した。このような為替政策と上述した資産内容の健全性維持(のための引締め)政策は、金本位制復帰目的の緊縮政策に資するものであったから、反動恐慌期から金融恐慌直前までの横浜正金銀行は、金本位制復帰問題を強く意識した経営政策を採っていたと言えよう。

このように、比較的経営の健全性を維持した形で、横浜正金銀行は、金融恐慌から金解禁、そして昭和恐慌期の金輸出停止=管理通貨制導入という、国際金融面も含む金融制度の激変期を迎える。このような金融制度の歴史的変革期に、同行がどのような対応をしたのか、という点についての検討が今後の課題である。

¹⁹⁴ 前掲「台湾銀行ノ破綻原因及其整理」。

¹⁹⁵ 朝鮮銀行史研究会編『朝鮮銀行史』、東洋経済新報社、1987 年、247～270 頁。

表1

横浜正金銀行主要勘定の推移

(単位:千円)

営業期/ 科目	資本金	負債	引受軍 票	同構成 比	諸預金	内引受軍 票基預金	同構成比	借入金	別途借 入金	当座借入金	再割引手形	売為替手 形	借入金/総 負債・資本	預借率	当座借入 金/借入金
1910下	24,000	221,375	2,009	0.91%	119,977	856	0.71%	10,732	-	2,413	48,396	-	23.45%	51.29%	3.92%
1911上	24,000	224,180	1,735	0.77%	132,388	618	0.47%	5,336	-	1,173	50,667	-	21.54%	43.19%	2.05%
1911下	30,000	261,130	1,763	0.68%	141,223	532	0.38%	41,025	-	1,740	30,888	-	23.86%	52.15%	2.36%
1912上	30,000	260,532	1,958	0.75%	149,184	585	0.39%	23,375	-	1,234	41,914	-	21.57%	44.59%	1.85%
1912下	30,000	322,178	2,035	0.63%	167,083	608	0.36%	51,172	-	720	49,025	-	27.25%	60.40%	0.71%
1913上	30,000	348,461	1,887	0.54%	204,021	564	0.28%	39,106	-	126	49,707	-	22.37%	43.59%	0.14%
1913下	30,000	374,028	1,832	0.49%	196,032	547	0.28%	57,372	-	732	70,450	-	30.33%	65.58%	0.57%
1914上	30,000	344,216	1,768	0.51%	186,248	527	0.28%	40,420	-	27	71,829	18,162	28.46%	60.28%	0.02%
1914下	30,000	328,236	1,600	0.49%	181,939	477	0.26%	53,669	-	517	47,355	15,778	26.84%	55.81%	0.51%
1915上	30,000	273,592	1,385	0.51%	159,372	473	0.30%	10,157	-	650	46,452	14,022	17.65%	35.93%	1.14%
1915下	30,000	332,761	977	0.29%	175,672	294	0.17%	28,838	12,976	787	39,760	15,154	21.44%	46.88%	0.96%
1916上	30,000	373,044	1,048	0.28%	207,342	780	0.38%	32,802	12,976	2	38,740	10,113	19.88%	40.76%	0.00%
1916下	30,000	523,700	1,120	0.21%	272,955	1,120	0.41%	129,799	19,676	224	40,510	19,907	32.98%	69.69%	0.12%
1917上	36,000	581,780	1,217	0.21%	335,941	862	0.26%	128,828	19,676	412	22,547	14,759	26.67%	51.04%	0.24%
1917下	36,000	921,817	1,385	0.15%	536,565	981	0.18%	222,584	19,676	2,546	48,705	36,350	29.87%	54.70%	0.87%
1918上	42,000	1,158,799	1,499	0.13%	659,371	1,062	0.16%	236,032	19,676	449	67,117	24,075	29.63%	49.03%	0.14%
1918下	42,000	1,373,094	1,688	0.12%	541,189	1,196	0.22%	530,103	2,438	2,438	140,641	46,472	58.30%	124.84%	0.36%
1919上	42,007	1,179,206	1,718	0.15%	521,659	1,217	0.23%	444,065	19,676	343	48,994	42,884	41.07%	98.36%	0.07%
1919下	100,000	1,335,066	2,123	0.16%	418,635	1,504	0.36%	427,676	26,433	2,220	136,066	95,227	40.42%	141.51%	0.37%
1920上	100,000	1,267,508	1,362	0.11%	543,097	965	0.18%	450,764	34,963	2,350	96,000	49,527	41.25%	107.55%	0.40%
1920下	100,000	1,142,959	1,155	0.10%	558,330	818	0.15%	221,555	26,335	2,473	35,602	49,448	25.02%	51.22%	0.86%
1921上	100,000	861,896	977	0.11%	487,751	692	0.14%	76,597	26,313	38	26,968	124,018	12.75%	26.64%	0.03%
1921下	100,000	832,992	1,106	0.13%	489,965	783	0.16%	88,544	24,539	1,029	65,559	53,061	18.04%	36.67%	0.57%
1922上	100,000	833,542	738	0.09%	493,049	829	0.17%	102,878	24,133	996	68,515	37,849	19.72%	39.86%	0.51%
1922下	100,000	920,090	647	0.07%	459,121	727	0.16%	239,346	29,093	2,049	64,459	31,855	30.81%	72.95%	0.61%
1923上	100,000	922,176	641	0.07%	455,461	641	0.14%	80,998	2,748	2,748	31,968	31,966	10.84%	26.01%	2.32%
1923下	100,000	1,117,226	668	0.06%	482,485	360	0.07%	278,092	51,408	4,157	112,010	37,268	34.43%	92.37%	0.93%
1924上	100,000	914,951	693	0.08%	479,709	400	0.08%	145,469	51,323	9,904	86,621	26,352	26.81%	61.14%	3.38%
1924下	100,000	1,261,440	797	0.06%	559,510	401	0.07%	274,889	53,734	9,454	156,151	47,584	34.22%	88.33%	1.91%
1925上	100,000	1,154,015	543	0.05%	568,905	396	0.07%	193,505	57,843	10,190	120,566	71,605	28.52%	67.16%	2.67%
1925下	100,000	1,189,890	499	0.04%	555,769	365	0.07%	265,353	60,499	12,756	125,785	33,463	33.68%	83.56%	2.75%
1926上	100,000	990,970	439	0.04%	534,208	439	0.08%	103,250	60,499	3,423	124,032	23,426	24.63%	54.51%	1.18%
1926下	100,000	963,871	345	0.04%	489,860	345	0.07%	66,850	60,415	5,700	151,506	34,357	24.56%	58.07%	2.00%

表1(続)

営業期/ 科目	資産	政府貸上 金	貸付金	滞貸金	同構成比 (総資産)	同構成比 (貸付金)	当座貸 越	諸公債証 書	買為替 手形	買為替-売 為替	外為差益 (a)	外為差損 (b)	a-b	b/a
1910下	262,445	2,093	39,485	841	0.32%	2.13%	6,470	18,282	-	-	4,171	1,133	3,038	27.2%
1911上	265,429	1,821	44,494	612	0.23%	1.38%	3,557	23,772	-	-	4,105	1,334	2,771	32.5%
1911下	308,652	1,768	48,141	534	0.17%	1.11%	7,080	20,082	-	-	4,022	1,057	2,965	26.3%
1912上	308,421	1,058	53,644	520	0.17%	0.97%	5,006	21,613	-	-	5,251	1,809	3,442	34.5%
1912下	370,396	2,035	62,259	456	0.12%	0.73%	11,237	21,412	-	-	4,761	2,066	2,695	43.4%
1913上	397,519	1,888	57,362	357	0.09%	0.62%	8,021	21,878	-	-	7,222	3,188	4,034	44.1%
1913下	423,856	1,833	50,900	1,568	0.37%	3.08%	11,988	23,526	-	-	7,942	3,195	4,747	40.2%
1914上	394,547	1,768	56,224	1,630	0.41%	2.90%	8,432	21,647	139,651	121,489	8,590	3,390	5,200	39.5%
1914下	378,331	1,600	50,834	678	0.18%	1.33%	10,370	22,449	135,247	119,469	9,119	3,652	5,467	40.0%
1915上	324,378	1,585	49,597	758	0.23%	1.53%	6,063	20,688	116,917	102,895	7,585	2,712	4,873	35.8%
1915下	384,122	977	53,457	1,022	0.27%	1.91%	6,935	20,332	144,736	129,582	8,355	4,289	4,066	51.3%
1916上	425,160	1,068	55,864	1,065	0.25%	1.91%	9,176	20,242	169,849	159,736	12,032	5,776	6,256	48.0%
1916下	576,821	1,120	62,505	998	0.17%	1.60%	16,125	21,530	255,733	235,826	15,624	9,345	6,279	59.8%
1917上	642,891	1,217	65,129	1,073	0.17%	1.65%	19,929	33,735	272,884	258,125	17,247	6,057	11,190	35.1%
1917下	982,755	1,385	73,257	861	0.09%	1.18%	28,771	25,780	411,774	375,424	19,371	8,760	10,611	45.2%
1918上	1,091,042	1,499	102,991	775	0.07%	0.75%	29,153	22,672	403,100	379,025	23,095	10,996	12,099	47.6%
1918下	1,158,867	1,688	97,549	727	0.06%	0.75%	54,550	103,271	556,425	509,953	28,636	13,191	15,445	46.1%
1919上	1,249,173	1,718	79,873	1,322	0.11%	1.66%	45,139	146,466	388,160	345,276	39,646	24,586	15,060	62.0%
1919下	1,465,581	2,123	83,165	932	0.06%	1.12%	51,735	150,936	583,110	487,883	94,947	61,653	33,294	64.9%
1920上	1,416,054	1,362	78,533	868	0.06%	1.11%	37,904	113,209	622,348	572,821	80,051	46,354	33,697	57.9%
1920下	1,143,118	1,155	74,519	4,254	0.37%	5.71%	33,972	273,532	357,654	308,206	67,688	38,887	28,801	57.5%
1921上	1,019,333	977	82,999	2,426	0.24%	2.92%	28,574	228,811	313,170	189,152	50,288	34,012	16,276	67.6%
1921下	996,170	1,106	80,004	2,756	0.28%	3.44%	34,883	156,902	337,163	284,102	45,993	22,167	23,826	48.2%
1922上	996,745	1,170	93,099	2,651	0.27%	2.85%	33,236	172,054	309,017	271,168	39,602	21,550	18,052	54.4%
1922下	1,087,261	1,027	87,340	2,516	0.23%	2.88%	38,062	198,252	411,443	379,588	38,312	22,666	15,646	59.2%
1923上	1,093,251	1,017	106,257	2,378	0.22%	2.24%	26,347	153,055	359,605	327,639	34,927	16,006	18,921	45.8%
1923下	1,294,432	671	106,443	4,390	0.34%	4.12%	66,754	186,901	421,369	384,101	37,102	17,989	19,113	48.5%
1924上	1,094,089	744	103,317	4,180	0.38%	4.05%	41,467	246,080	288,300	261,948	54,135	32,627	21,508	60.3%
1924下	1,444,283	797	121,766	4,495	0.31%	3.69%	39,118	290,664	475,964	428,380	55,651	32,561	23,090	58.5%
1925上	1,339,872	786	123,562	4,421	0.33%	3.58%	28,119	287,704	464,593	392,988	48,132	26,907	21,225	55.9%
1925下	1,378,718	725	103,201	4,310	0.31%	4.18%	39,337	295,533	454,907	421,444	38,873	21,047	17,826	54.1%
1926上	1,182,530	638	113,183	4,049	0.34%	3.58%	27,115	282,621	294,441	271,015	35,461	18,617	16,844	52.5%
1926下	1,158,424	501	107,111	3,954	0.34%	3.69%	45,355	224,878	328,394	294,037	30,179	15,552	14,627	51.5%

出所：『横浜正金銀行貸借対照表』『横浜正金銀行史 資料』第4巻、武田晴人編『横浜正金銀行 マイクロ版』、『銀行局年報』より作成。

表2

反動恐慌期横浜正金銀行の資金調達状況

(単位:千円)

1919年12月27日			1920年3月25日			1920年6月5日			1920年9月25日			1920年12月11日		
東京借入	金額	%	東京借入	金額	%	東京借入	金額	%	東京借入	金額	%	東京借入	金額	%
三井	7,000		勸銀	5,700		三井	34,000		勸銀	4,000		三井	57,000	
勸銀	15,000		三菱	3,000		第一	14,000		第一	25,000		第一	32,000	
古河	800		藤本	1,000		勸銀	4,000		第三	5,000		三菱	10,000	
十五	500		計	9,700		中井	1,500		安田	7,000		勸銀	4,000	
計	9,800					三菱	1,000		三菱	17,000		藤本	2,000	
						□□	1,000		三井	45,000		住友	2,000	
						計	55,500		藤本	1,000		早川	2,000	
									早川	4,000		柳田	2,000	
									明治商業	3,000		計	111,000	
									興銀	1,500				
									六十九	1,500				
									肥後	500				
									計	114,500				
大阪借入	金額	%	大阪借入	金額		大阪借入	金額		大阪借入	金額		大阪借入	金額	
三十四	4,000		三十四	19,700		三十四	6,200		朝鮮	1,000		大貯	1,200	
鴻池	2,000		山口	8,200		大貯	1,900		三十四	500		朝鮮	1,000	
朝鮮	1,500		近江	4,000		山口	1,000		大阪貯蓄	1,100		三井	1,000	
大貯	400		加島	3,500		鴻池	1,000		摂陽	500		阿波商業	300	
計	7,900		鴻池	3,500		朝鮮	1,000		尾州	13,000		計	3,500	
			大貯	3,150		尾州	1,000		計	4,400				
			三菱	2,000		摂陽	500							
			藤本	2,000		虎屋	300							
			住友	2,500		計	12,900							
			百三十	1,500										
			阿波商業	1,000										
			朝鮮	1,000										
			野村	600										
			尾州	800										
			名古屋	500										
			藤田	300										
			計	54,250										
コール計	17,700	4.7%	コール計	63,950	13.5%	コール計	68,400	12.7%	コール計	118,900	27.2%	コール計	114,500	37.0%
売出手形	15,560	4.2%	再割引手形	82,692	17.5%	売出手形	37,850	7.0%	売出手形	124,000	28.4%	売出手形	80,910	26.2%
日銀借入	340,524	91.1%	日銀借入	326,727	69.0%	再割引手形	95,120	17.6%	再割引手形	53,500	12.2%	再割引手形	28,916	9.4%
合計	373,784	100.0%	合計	473,369	100.0%	日銀借入	339,140	62.7%	日銀借入	140,600	32.2%	日銀借入	84,759	27.4%
						合計	540,510	100.0%	合計	437,000	100.0%	合計	309,085	100.0%

注)『総務部要録』各年より作成。

年/地域	1914年	1920年	1925年
国内	5	5	6
合衆国	4	5	4
南米	0	2	2
ヨーロッパ	2	2	2
中国	15	15	15
インド	2	2	2
南アジア	0	6	9
オセアニア	0	1	1

出所:『銀行局年報』各年。

表4 大口貸出の構成 (千円)

大口取引先	1925年末金額				1925年末 債権総額 に対する 比重
	信用	左%	担保付	合計	
江商	19,893	22.2%	69,596	89,489	8.9%
高島屋飯田	2,193	25.4%	6,454	8,647	0.9%
岩井商店	7,273	56.2%	5,657	12,930	1.3%
三菱商事	17,883	47.9%	19,443	37,326	3.7%
三井物産	25,903	35.9%	46,203	72,106	7.2%
日本綿花	40,984	25.9%	117,263	158,247	15.7%
日本生糸	9,138	13.6%	57,881	67,019	6.7%
鈴木商店	13,774	22.4%	47,782	61,556	6.1%
原合名	16,374	27.9%	42,249	58,623	5.8%
兼松商店	104	0.8%	13,603	13,707	1.4%
千田商会	557	5.4%	9,803	10,360	1.0%
久原商事		0.0%	17,853	17,853	1.8%
東洋綿花	10,247	25.6%	29,839	40,086	4.0%
山本商店	72	1.5%	4,632	4,704	0.5%

出典:『大正15年3月2日監査役会提出 本行大取引先
信用協定額及其現状調』、『貸借対照表』、『監査要録』
より作成。

注1) 貸出総額は、貸付金、利付為替手形、滞貸金、当座貸、割引手形
の合計値。

注2) 太字は信用取引比率が30%を超過しているもの。

注3) 斜字は取引高増加、信用取引増加への注意が促されている
特殊取引先(『監査要録』合綴の1925年9月1日、1926年3月2日監
査役会史料)。